

祭れるなるへし。とあり。

三年春三月。新羅王子天日槍來歸焉。將來物。羽太玉一箇。足高玉一箇。鵜鹿鹿赤石玉一箇。出石小刀一口。出石棒一枝。日鏡一面。熊神籬一貝。并七物。則藏于但馬國。常為神物也。

新羅王子記中卷新羅國主とある下に。記傳云。今書紀を考るに。ユニキシ。ユキシ。と訓を附たるは。百濟王のみにして。新羅高麗などの王には訓を附せ。然れば此の。百濟王に局れる稱にそありけん。武辨云此説はたにもあり。訓を附すとは。見おとされたるなり。さて朝鮮國の三國史記と云物に。新羅の世々の王を記したるを見るに。始のほとどの。皆其尼師今とあるを。東國通鑑と云物に。皆改めて其王と記せり。然れども此

号は。書紀の私記又釋。又今本の訓などにも。見えたることなけれぬ。今たやすく用へきに非ぞ。故姑百濟王の号を取て訓るなり。垂仁卷に任那王新羅王子とあり。訓る例もなきより非れぬなり。と云れたるに據て。今も本の訓のまゝにてあるなり。さて新羅王の先祖などのまゝに。神功紀に詳に云へし。集解云。按東國通鑑。是年當漢成帝河平二年。新羅始祖赫居世三十一年也。とあり。○天日槍。記傳云此名は參采て後よ。皇國にて稱へたるなるへしとあり。古語拾遺には。新羅王子海檜槍と云り。名義を以て稱たるか。次又説あり。此日槍の事。記には應神段よ。昔有新羅國主之子。名謂天之日矛。全文は云々と記せり。此は異國の人々彼此と。多く此御世に參采つる事ありしかは。其因に此處には記せるなるへし。昔とは此御代より前あるよしなり。其は何の御代と云事は。傳の詳ならざる故に。泛く昔と云るなり。記傳云。書紀には此事。垂仁天皇三年に記されたれども。其は疑ひし。何と云に。同九十

年に常世國に達し。田道間守は天日矛の玄孫あり。其間八十餘年にし
 て。成人れる玄孫あらむ。決てあるまじきにもあらねど。他の例を合せ
 て思ふに。なほ疑ひし。故思ふに此り同八十八年。天日矛之曾孫清彦云
 々の事の末に。昔云々として。天日矛の渡參采し事を記されたる。昔とは
 かの三年の事を。指ても云へけれと。なほ其御代より往昔の事と聞えた
 り。されり日矛の采たりしは。其御代よりは前の事なりけむを。かの清
 彦の事よつきて。一にまきれて。同御代の事とも語傳へしにやあらむ。
 又津國風土記に。比賣若曾社神の渡采坐る事を。此明宮の御世のまこと
 して。記せるもたかへり。と云れたるはけにさる事にて。此日槍の采り
 しは。遙に遠き神代の事也けり。信友は。孝靈天皇の御代頃の事ならむ。其
 と云れたれと。押登の説なれば採らむ。
 は播磨國風土記に。稱保郡稱保里粒丘。所以名粒丘。天日槍命從韓國度
 來。到於宇頭川。底而乞宿處於葦原志舉乎命。曰。汝爲國主。欲得吾所宿

之處。志舉即許海中。尔時客神以劍攬海水而宿之。主神即畏客神之盛
 行。而先侵占國巡上。到於粒丘而食之。於此自口落粒。故号粒丘。云
 々。安梁郡比治里川音村。天日槍命宿於此村。勅川音甚高。故曰川音村。
 葦谷。葦原志許乎命與天日槍命。二相奪此谷。故曰葦谷。以其相奪之由。
 形如曲葛。高家里。所以名曰高家者。天日槍命告云。此村高勝於他村。故
 曰高家。柏野里伊奈加川。葦原志許乎命與天日槍命。占國之時有嘶馬。過
 於此川。故曰伊奈加川。石作里波加村。占國之時。天日槍命先到此處。伊和
 大神後到。於是大神大恠之云。非度先到之乎。故曰波加村。御方里所以
 号御形者。葦原志許乎命與天日槍命。到故黑土志爾葛。各以黑葛三條。
 着足投之。爾時葦原志許乎命之黑葛一條。落但馬。氣多郡。一條。落夜夫
 郡。一條。落此村。故曰三條。天日槍命之黑葛皆落於但馬國。故占但馬。伊
 都志地而在之。神前郡多馳里瀬岡者。伊和大神與天日槍命。二神各發軍。

相戰。爾時大神之軍。集而春稻之。其糞聚爲丘云々。所以云八千軍者。天日杵命、軍在八千。故曰八千軍野。など見えたるにて知へし。かつ風土記といふなから。告れる詞を勅とさへ書き。又主神即畏客神之盛行。なともあるにて。其貴き神なる事をも思ふへし。此に就て按。拾遺に卷向玉城朝云々。此神世新羅王子海槍杵來。今在但馬國出石郡。爲大社也。とあるを。記傳にいかと云れたるは日槍を彼世の葦種なりと見られしより。しか疑はれしなるへし。風土記のさまを見るに。然る賤き神ならぬや。此を以て。垂仁應神の御世頃の故事ならざる事い知るへし。また記云。此伊豆志大神の御子。伊豆志衰登貴神の事載たり。記傳云。此名神と云ひ。此の故事。凡て神代めきたるは。いと上代なりけんこと知らる。と云れたるはさることありけり

かく辨へて見る時は。此なる一條は。上の都怒我阿羅斯等の事の混れ。また八十八年に。此日槍の曾孫なる清彦の事など。皆此御代の事なるより。かく謬りをかさねて。此時のことと語傳へし。まを。記されしありけり。猶此天日槍の貴き神なりしよしは。下にも次々云ふへし。さて記傳にも引れたる。筑前國風土記に。怡土、縣主祖五十跡手云々。五十跡手奏曰。高麗國、意呂山。自天降采日杵之苗裔五十跡手是也。とあるに記傳にも。高麗國云々とあるに。傳の異なるか。はた新羅國の天日矛とは。別人か詳ならず。と云れたる如く。いかにいふかしき事なり。なほよく考ふへきことなり。○羽太玉。本云太を大とあれども。足高玉。記傳云。羽太足高などは。其形に因れる名なるへしと云り。然らば羽の端よて。一玉の端縁の張廣これる形の。太く麗はしきを云か。神代紀云。瓊端といふありて。と如き玉はあらて。俗に管玉曲玉など云形の如く。細長くして。端のさて一や。廣かりたるか。希有らしきより。名に負たるにもやらん。

云に。葉細玉と云るもあり。此反なり。又思ふに。羽太葉細の波は。映にて玉の光耀ある由か。さらば太も細も。共に稱辭にもあるへし。足高は。おの居りの高く。足の立るさまによれる名か。安康紀に立葦と云物ある。其は葦の玉の物に立るさまを云りと思しきを。こにも思合すへし。神名帳備中國窪屋郡足高神社あり。此の由あきか。○鶴鹿々赤石玉。名義鶴は未詳。鹿々は焔なるへし。赤石は明らけき意か。又地名よて。播磨赤石

相戰。爾時大神之軍。集而春稻之。其糞聚爲丘云々。所以云八千軍者。天日杵命、軍在八千。故曰八千軍野。など見えたるにて知へし。かつ風土記といふなから。告れる詞を勅とさへ書き。又主神即畏客神之盛行。なともあるにて。其貴き神なる事をも思ふへし。此に就て按。拾遺に卷向玉城朝云々。此神世新羅王子海槍杵來。今在但馬國出石郡。爲大社也。とあるを。記傳にいかと云れたるは日槍を彼世の葦種なりと見られしより。しか疑はれしなるへし。風土記のさまを見るに。然る賤き神ならぬや。此を以て。垂仁應神の御世頃の故事ならざる事い知るへし。また記云。此伊豆志大神の御子。伊豆志衰登貴神の事載たり。記傳云。此名神と云ひ。此の故事。凡て神代めきたるは。いと上代なりけんこと知らる。と云れたるはさることありけり

かく辨へて見る時は。此なる一條は。上の都怒我阿羅斯等の事の混れ。また八十八年に。此日槍の曾孫なる清彦の事など。皆此御代の事なるより。かく謬りをかさねて。此時のことと語傳へし。まを。記されしありけり。猶此天日槍の貴き神なりしよしは。下にも次々云ふへし。さて記傳にも引れたる。筑前國風土記に。怡土、縣主祖五十跡手云々。五十跡手奏曰。高麗國、意呂山。自天降采日杵之苗裔五十跡手是也。とあるに記傳にも。高麗國云々とあるに。傳の異なるか。はた新羅國の天日矛とは。別人か詳ならず。と云れたる如く。いかにいふかしき事なり。なほよく考ふへきことなり。○羽太玉。本云太を大とあれども。足高玉。記傳云。羽太足高などは。其形に因れる名なるへしと云り。然らば羽の端よて。一玉の端縁の張廣これる形の。太く麗はしきを云か。神代紀云。瓊端といふありて。と如き玉はあらて。俗に管玉曲玉など云形の如く。細長くして。端のさて一や。廣かりたるか。希有らしきより。名に負たるにもやらん。

云に。葉細玉と云るもあり。此反なり。又思ふに。羽太葉細の波は。映にて玉の光耀ある由か。さらば太も細も。共に稱辭にもあるへし。足高は。おの居りの高く。足の立るさまによれる名か。安康紀に立葦と云物ある。其は葦の玉の物に立るさまを云りと思しきを。こにも思合すへし。神名帳備中國窪屋郡足高神社あり。此の由あきか。○鶴鹿々赤石玉。名義鶴は未詳。鹿々は焔なるへし。赤石は明らけき意か。又地名よて。播磨赤石

郡に據れるか。播摩國に由あることには次に由記傳に窺明し玉よて。國中にひたかき。物を照し見る由にや。と云れたれと信かたし。

○出石小刀出石杵。記傳に。出石の地名を以て呼へるなりと云り。然るへし。但馬國出石郡。さて此小刀。一云の下なる。騰狭淺大刀と一物にはあり。なり。次に由記傳に窺明し玉よて。國中にひたかき。物を照し見る由にや。と云れたれと信かたし。

らさるか。伊豆志伊佐々通へり。淡路國出淺に依れる名か。これに由記傳に窺明し玉よて。國中にひたかき。物を照し見る由にや。と云れたれと信かたし。

又播摩國賀古郡日岡坐天伊佐々比古神社とあるも。由あるか。○日鏡は。日よ比へて褒たるか。さて按ふに。此日鏡を出石杵に取付て。持たる由にて。天日矛と名に負へるならむか。神代紀日矛の下に云る説を考合さへし。○熊神籬は詳ならず。玉勝間。熊は借字。ふて。隱をこ。同言にて。隱を祭るに。その神。神を坐さす具にて。よに佛像を入れおく。厨子といふ物なるとの如く。作りたるものなるへし。其は皇國の神籬とやうなり。外を圍みて。内のあらはにみえず。隠れる故に。くまひもろきと。皇國にて名つきたるなるへし。もとより神籬のさまよひあらされとも。神の御かたを坐すもものなる故に。その名を買せたるなりと。いへれど。なほ考へべき事なり。さて同書に。熊神籬くまひもろきとよむ。くまひもろきと。のを添てよむは。あるしと云り。これのみならず。此余の名ともを。鈴屋翁は。ハアトマ。アトカマ。ウカカアカレタマ。とやうに。悉くのを省きてよまれたり。されしカマ。ウカカアカレタマ。とやうに。悉くのを省きてよまれたり。されし

か訓る。たしかなる例なければ。な得本のまよてありぬへし。まして熊神籬を。クマヒモロキとよむなどは。其説に附たる訓にて。私をまぬられさるす。ち。○并七物。次の一云よは。騰狭淺太刀と云ありて。并八物とあり。次に説。○藏但馬國云々。但馬名義未詳。或説に谿間なりと云り。記云故其天日矛持渡米物者。玉津寶云而。珠二貫。又振浪比禮切浪比禮。振風比禮切風比禮。又與津鏡邊津鏡。并八種也。此者伊豆志之八前大神也。此寶名義は。記傳よ委く解。とある。即伊豆志坐神社八座。並名是なり。此社の事。記傳に窺明し玉よて。國中にひたかき。物を照し見る由にや。と云れたれと信かたし。

云。此レ一辨へおくへきあり。記傳云然るに右の神寶と。武辨云。即此に云。七物。記の八種。以下の八種なり。とは。數も合そ。名も異にして。物も多く同じからそ。一傳なるは。武辨云。此次なる一云の傳也。類ハ八種なれとも。其も皆此と異なり。故つらと考るに。記に擧たる八種と。書記なるとの皆別物なるへし。さるハ初新羅より持渡米たる寶物は。種々多く有けむ中よ。記の八種は。ある中に重く。際殊なる物ともなりける故に。殊よ

出石、大神と齋祀りて。其社の御多寶ミタカラに坐々せは。倭へ召て見賜ふべき
 限にはあらず。されはかの清彦か献りしは。此八種の余の寶物にそ有け
 むかし。は。倭に留思はる。故は。かの京へ召たりし寶物は。皆藏於神府とあり
 刀は。淡路島にして。神と祠るとあれは。是又出石御靈寶の属に非る。出石小
 知へし。淡路に此神は物と見えす。た。和名抄に津名郡と都志と云辨名の
 事は。凡て見え。かの出石御靈寶に非る。一の証なり。さて書紀には。出石大神の
 事。記されざるは。彼社の御靈寶に非るか故なり。かくて一傳の方の數の記
 類ハ種あるは。依て。其よりまきまされて。かの貢獻物の數をも八種と云傳へて。
 其數を具へて。語り傳へ。と云れたるは。實に然る言なり。○常爲神物也
 は。記に伊豆志之八前大神。神名帳に。但馬國出石郡伊豆志坐神社八座。
 並名とある神の御前の。神物と爲れりとなり。即御寶なり。出石の。記傳と和
 名抄と但馬國出石伊豆郡出石郷とある是なり。名義は。此地の山より

異き石の出ると云へは。其由なるへし。其山は石山と云て。高き山なる
 其傍に大なる洞ありて。石は其洞の奥よりそ出る。其石の異きことは。
 形おのつからに皆方にして。石匠の作りなしたらむか如し。云々かくれ
 は出石と云は。此石より起れる名とを聞はたる。然るを出石刀子出石
 槍より。出たる地名と云は本末たかへり。かの刀子あとの名は。此地名
 によれる物なるをや。さて和名抄に備前國御野郡にも出石郷と云ある
 は。此處に由縁ありて負る名にやあらむ。書紀、一傳に出島とあるも。此
 地を云るなるへしとあり。さて古語拾遺に。新羅王、子海、槍槍采歸。今在
 但馬國出石郡爲大社とあり。此決く古傳なり。武に八座とあるは。八種
 と八種寶物を。悉く海槍槍の靈寶とせむは。いかなるやうなれと然らす
 合せては。一となり。又分れては。七とも八ともなれるか靈の常なり。た。よ
 寶物を神と祠れ。また式同郡に御出石神社。名神と云もあり。これも同神
 集解に按所祭天日槍。兼併七
 物爲八座といへるは誤なり。

一云。初天日槍乘艇泊于播磨國。在於完栗邑時。天皇遣遣三輪君祖大友主與倭直祖長尾市於播磨。而問天日槍曰。汝也誰人。且何國人也。天日槍對曰。僕新羅國主之子也。然聞日本國有聖皇。則以已國投第知古。而歸化之。仍貢獻物。葉細珠。足高珠。鶉鹿鹿赤石珠。出石刀子。出石槍。日鏡。熊神籬。膽袂淺大刀。并八物。仍詔天日槍曰。播磨國完栗邑。淡路島出淺邑。是二邑汝任意居之。時天日槍啓之曰。臣將住處。若垂天恩。聽臣情願地者。臣親歷視諸國。則合于臣心欲被給乃聽之。於是天日槍自蒐

道河泝之。北入近江國吾名邑而暫住。復更自近江經若狹國。西到但馬國。則定住處也。是以近江國鏡谷村陶人。則天日槍之從人也。

此一云傳は。上にも云るか如く。天日槍の事と。都怒我阿羅斯等の事とを。一に紛らかして。語傳へたるものなれば。時代の違へる事とも多し。今一々に辨へ定むるを見て知へし。○乘艇泊于播磨國云々。上に引る此國風土記損保里粒丘。云々天日槍命從韓國度來。到於宇頭川底。云々とある。其泊たりし處は。損保郡なる事知られたり。さて此に乗艇などありては。いと小き舟に乗て。從人もいと少きさまなれども。風土記に。天日槍命軍在八千。云々伊和大神與天日槍命二神。各發軍相戰云云。あともあるを見れば。もとより此國を占るの意ありて。來れるもの

にて。歸化なと云ふさまには非ぞ。これ都播我阿羅斯等の參承れるとは
 大に異なる所あるなり。次々に云へし。○在る穴栗邑倭名抄播磨國穴栗
 志佐波。風土記。穴栗郡所以名穴栗者。伊和大神國作堅了以後。環此川
 谷尾巡行之時。大鹿出已吉。過於矢田村。爾勅云矢彼舌在者。故号穴栗
 村。名号矢田村。さて穴栗邑に在し事。風土記には見えねと。しはしは穴
 栗邑に在し時もありしあるへし。○時天皇云々。此よりは此御代のこと
 にて。天日槍の時のことにはあらず。さらば都播我阿羅斯等の事かどか
 もへは。彼は穴門より北海を廻りて。出雲を経て越國に泊れりと前にあ
 れは。播磨國には到りし事見え。さらばこゝに三輪君等を。播磨に遣
 はしたることは。いとよく疑はし。○三輪君祖大友主。三輪君既出。大
 友主は。地神本紀よ。素戔嗚尊十世孫。大御氣持命子十一世孫。大鴨積命
 弟。此命磯城瑞籬朝御世。賜賀茂君姓。次大友主命。此命同朝御世賜大神

君姓とあり。素戔嗚尊十一世孫。大己貴命十世孫なり。此命の事は。尚下に云へし。抑此命り。
 此三年の所に始て出たれど。己は崇神天皇御代に。大神君姓を賜り
 し事。地神本紀に見え。かくて仲哀紀九年に。皇后詔大臣及中臣鳥賊津
 連。大三輪大友主君。物部騰咋連。大伴武以連。云々則命四大夫。領百寮
 令守宮中。と見えたれは。當時甚重き列の大夫にて。御在しけるなりけ
 り。重胤説に。神功皇后元年秋九月。令諸國集船舶練兵甲。時軍卒難
 集。皇后曰必神心焉。則立大三輪社。以奉刀矛。軍衆自聚と有り。式に筑
 前國夜須郡於保奈牟智神社と有る是なるか。右の大三輪大友主君の。此
 事に預られし由は見えざりけれども。此命をして令祀玉ふへきこと。理
 るに於て遁るへからざる所なりけり。備此大友主命は。紀には右の如く。
 垂仁天皇三年の所に始て出たるを。己に崇神天皇御世に。大神君姓を賜
 はりし人なりけれり。垂仁天皇三年に。凡三十歳計の人と見て。神功皇

后元年までを推さふ。凡二百五六十歳の齡なり。此時右の四大夫の列にて。供奉られしは。猶真盛に御在し坐けるにこそと云り。○倭直祖長尾市。既に出○問天日槍曰云々。上に云る如く。時代の甚く違へれば。誤なることハ著明きを。此よかくあるハ。他新羅人の此御代に參承れるを。問しめ給ひしよもあらんか。又ハ天日槍の子孫なりと稱して。承れるなとにもありぬへし。されど試に云のみ。○國主。通証よ。主。爾利率韓語也。又見武烈紀敏達紀とあり。○化歸。永享本に歸化とある方まさされり。○葉細珠。通証に羽太之反名。と云れたるか如くなるへし。此率上云り。○騰挾淺大刀。此は上にも云る如く。出石刀子と一物なるへし。さるハ下の八十八年の處に。是後出石刀子自然至干淡路島。其島人謂神。而爲刀子立祠。とあると。こゝに天日槍に淡路島出淺邑を賜へる事見えられたは。其出淺と騰挾イデアサの約イサハのと同じかるへく。彼此因あれば。出石刀子と同物あか

ら。聊か名の異なるに依て。別物と語傳へ。かの伊豆志神社の八座なるにも合へて。ハ物とは爲しものなるへし。さて出淺も騰挾も。名義は出なり。さて武輪磨賀古師日岡坐天伊佐々比古神社もよしあるか。○播磨國宍粟邑云々。本に播磨國出淺邑。淡路島宍粟邑とあるは誤なるを。集解及信友校本に改め訂されたるは然ることなり。今はそれに依れり。○淡路島出淺邑。物に見えそ。訓もイデサカイツサカ未詳。姑く本の訓に據る。○菟道河。和名抄山城國宇治郡宇治鄉。久世郡宇治鄉あり。二の宇治鄉一地にて。二郡にわたれるなり。山城志に。宇治郡宇治川在郡南。源自江州流。爲久世郡。至六地。入三郡。伊郡一也。万葉以下の歌ともに見えて。地も河も甚名高し。名義未詳。詞林采葉抄よ引る山城風土記に。宇治若郎子造桐原日新宮。以爲宮室。因御名号宇治。本名曰許乃國とあるは。記傳よも云れたるか如く。本末たかへり。此王の御名ハ。此地に住坐るに因て。負玉へるにこそあれ。さて本名許乃國といふハ。武輪云許は并紀國と云ことにて。昔ハ宇治の縣焉か。

のあたりまで。紀伊郡の地にてありしなるへし。○泝之本に之字なし。今永享本北野本に依て補ふ。さて泝とはあれと。舟にて近江國までは。古も今も通はず。世に所謂田原道を経て。河に副て上れるを。かく云る者あるへし。五云云。と云るは強言なり。○近江國。記は近淡海國ともあり。記傳云。和名鈔知加津阿不三とあるは。遠江に對へて。後云る名よし。て。古も今も常には近江と書ても。たゞ阿布美と云なり。さて此は湖ある故の名にして。即阿波宇美の切まりたるなり。波海とは。湖を云なり。しき海を云なり。あり。○吾名邑。倭名抄近江國坂田郡阿那。これなるへし。或人云今同郡朝妻村に属る天川は。即アナノ川の訛ならむと云り。神社啓蒙凡例に。今吾名邑有天日矛之蹤故とあり。○而暫住。而字本に脱たるを。今永享本北野本に従ふ。○若狭。倭名抄和加佐。神名帳に遠敷郡若狭比古神社あり。名義は。信友か考に。稚櫻部より出たり。下に引若櫻を和加佐と云例

は。和名抄因幡國八上郡若櫻を。印本ワカサツラと。國人は和加佐といひ。假字照たれと。鳥取城下の町名よも。若櫻町といふもありと。其國人驚見安軟いへりと云り。其證として引かれたるは。高橋氏文に。景行天皇膳臣の祖磐鹿六獲命の功を譽給ひて。薨れりし後に宣して。和加佐乃國六雁命爾。永久子孫等乃。遠世乃國家止爲止。定天授今賜天支とある其子孫なる膳臣余磯と云人。履中天皇三年に。稚櫻部臣と姓を賜ひ。允恭天皇御世に。更めて國造と定賜へり。國造本記其嘉名の稚櫻部と云ふを。元より領ける國の名にも。改め負はせて。和如佐と稱まどと。なりしにそあるへき。但し其より前の國名は。今考へき由なし。と信友か説なり。委しきまとは履中紀に全文を引出へし。さて又同人か官社私考云。自近江經若狭國とある全文を熟考るに。徒に經通りたるには非らて。若狭にも又暫逗留住たる由の文なり。もしたと經歷たる國々を舉んには。丹波を經通らそして。但

馬よは入かたきものをや。と云れたるはさる説なり。○到但馬定住處。
 天日槍か此國に住る事は。上に引る播磨風土記。讚容郡御方里條に。
 葦原志許乎命と。黑葛三條を足に着て。投玉ふ時。天日槍命之黑葛皆落於
 但馬國。故占但馬伊都志地。而在之とあれど。かくあまたの國々を。經廻
 りし事は見えす。播磨より直に但馬國と然るを此にかく見えたるは。ま
 ことには。天日槍の事にはあらて。上に云ふ如。他新羅人また日槍か苗
 裔のものともか。後に參采れる時。處々に住て。遂に但馬國に住處を定
 しを。日槍のことと。まさらかして。語傳へしにもあるへし。上に云ふこ
 事へし。さて記よは。天日槍將到難波之間云々。故更還泊多遲摩國。即留其國
 云々。とある。此は彼難怒我阿羅其等か事と。一に混ひて語傳へしものなれ
 ども。此國々を經歴し事は載せず。○鏡谷陶人。今近江國蒲生郡鏡村鏡山あり。谷皇極紀
 あり。佐末とこれも地名にて。鏡村のうちなる。谷里と見るへし。中臣本よ
 鏡村谷陶人と村字あるよろし。陶人の陶器物作の人の。古くまよに住け

るか。名高かりしなるへし。通証に。今鏡山近邊有陶村とあるも。其人と
 もの住たる跡なるへし。○天日槍之從人也。これも日槍か從人よはあら
 て。其裔孫の從人か。はた他新羅人を。かくも云傳へしなるへし。
 故天日槍。娶但馬出島人。太耳女麻多鳥生但馬諸助也。
 諸助生但馬日槇杵。日槇杵生清彦。清彦生田道間守也。
 記云。於是天之日矛。云々泊多遲摩國。即留其國而娶多遲摩之侯尾之女
 名前津見生子多遲摩母呂須玖。此之子多遲摩斐泥。此之子。多遲摩比那良
 岐。此之子多遲麻毛理。次多遲摩比多訶。次清日子云々。此次の文とあり。
 此記を異なるよ。又下なる八十八年の處に。天日槍娶其國前津耳。前津
 見。云。女麻拖能鳥生但馬諸助。是清彦之祖父也。とあり。○出島。出石を
 出島と書るは。島をも古へ志とのみも云りしなり。○太耳女麻多鳥。記

には俣尾を父の名とし。女の名を前津見とせり。然るを右の八十八年の文には。前津見を父の名とせり。さて麻多鳥を。八十八年には。麻多能鳥とあり。考本に此にも麻多能鳥と書り。されど記に鳥は女の名に。俣尾とあれば能字なくともありぬへし。表と云はめつらしとあり。されど異意あるにもあるへければ。強ては云かたし。○但馬諸助。記に多遲摩母呂須玖とあり。記傳云助も須久と訓へきにて。名義未思得也。神名帳に但馬國出石郡諸志神社あり。此人を祭つとあり。○記には諸助か子。多遲摩比泥あり。社名帳但馬國出石郡日出神社。又比遲摩神社とあり。其子。多遲摩比那良岐なり。○但馬日槍杵。記傳云。名義未思得也。比は靈岐の君か。神代に比那良志毘賣と云あり。○清彦は。スカヒユと訓へきよし。信友考あり下に云。記には多遲麻毛理の弟とせり。さて清彦は。記にては天日矛の玄孫なるよし。記にては曾孫なるは。記には比泥一世なければなり。此人の事は下よ出。○田道間守也。本に也を之とあるは

誤りあり。今は考本に依れり。永本本には馬とて記に。多遲摩比那良岐か子とあり。本書よは。難か。記傳云。名義守か森か。詳ならず。但馬國義父神社とて此族世々の名。みな多遲摩某と云り。國名を標て呼るあり。内神社とて此族世々の名。みな多遲摩某と云り。國名を標て呼るあり。父は書記を考るに清日子など。俣よものほりて居住りと聞ゆれば。其族人を但馬某と。俣よて呼別たるまこと。俣はりたるものなるへし。然るに此多遲麻毛理の名を。橋守の意とするは。本未たるへり。送りて橋。此人の事も下と云は。此人の名に因れる事。玉垣宮段に云るか如し。此人の事も下に出つと云り。さて天日槍か暫く若狭國に逗留住たりしより。其子孫又其國に住み。其地名のスカを名としたること。又次なる清彦も。即スカヒユと訓て。其國に住たりしことあとの委しき考は。信友か官社私考云式若狭國三方郡須可麻神社志在菅濱村。今稱世永明神。蓋此也。郡縣志よは。菅濱村麻氣明神。世永明神此也。と云り。今麻氣世永明神と申て。二座一社まき。須可麻神社これなり。今按に。當社の祭神は。天日槍の子。タチマモロスク。其子タチマヒ子。其子タチマヒナラキ。其子タチマモ

リ。次はタチマヒタカ。次に清ヒコ。其子スカノモロヲ。次妹管電由良度美とみえ。其ヒタカ。姪スカカマユラトミと婚て。生る女子。葛城之高額比賣命。息長宿禰王の御妻となりて。其腹に。神功皇后生れさせ玉へるよしなり。其御縁によりて。管電由良度美を祀れるにやとおほし。紀に天日槍の。自近江經若狹國。而到但馬國。云々とあるに。古事記は。建内宿禰命率其太子為將。而經歷淡海及若狹之時。於高志前之角鹿云々。とあるを思ふ。此度皇后建内宿禰命に詔ひつけて。太子に御禊為させ玉へるに。仕奉りて。若狹に坐まつれる時。皇后の御祖母管電由良度美姫を。祭り玉へるにもやあらん。然おもはるとよしは。其遠祖天日槍。はしめ當國に逗留住たりつる所縁にて。由良度美此管瀆わたりに住て。地名を以管電と。名にも負たりけん。近江の鏡谷に日槍が從入の。留住たりしを思へし。さるは上と舉たる如く。日槍の子タチマモロスクより。其住所の但馬の

地名を負て。世々タチマ某と稱ひ。タチマモリか三男を清彦。其子スカノモロヲ。次妹スカカマユラトミと。みなスカといふ言を。名に負たるを准おもふに。スカは管瀆のもとよりの地名にて。管瀆は其瀆邊を云るか。後に里名をも。管瀆と呼つるなるへし。清彦そのスカに住たりしか。又由ありて名も負ひ。其男女の名も負たるなるへし。備管瀆の里の後の。南山の嶺上を境にて。あなたり越前敦賀郡也。敦賀津氣比へは。其山にそひて。直路三里あまりなり。かの御禊した。近江より若狹に入玉ひ。皇后の由縁に依れる。この管瀆を撰ひ御禊し給ひ。さて敦賀の假宮にハ入坐るなるへし。右の説によれば。清彦をハ必スカヒコと訓へきなりと云り。さもあるへきか如し。なほよく考ふへし。

四年秋九月丙戌朔戊申。皇后母兄狹總彦王。謀反欲危社稷。因伺皇后之燕居。而語之曰。汝孰愛兄與夫焉。於是皇

后不知所問之意趣。對曰。愛兄也。則詭皇后曰。夫以色事人色衰寵緩。今天下多佳人。各遞進求寵。豈永得恃色乎。是以冀吾登鴻祚。必與汝照臨天下。則高枕而永終百年。亦不快乎。願為我弑天皇。仍取七首。授皇后曰。是七首佩于裊中。當天皇之寢。通刺頸而弑焉。皇后於是心裏兢戰不知所如。然視兄王之志。便不可得諫。故受其七首。獨無所藏。以著衣中。遂有諫兄之情歟。

戊申廿三日也。○母兄。倭名抄母兄波良比止豆乃古乃加美とあり。こゝは舊訓に。ハラカラノイロ子と訓るよろし。又たゝに伊呂勢ともよむへ

し。○秋穗彦王の。記に開化天皇々子。彦坐王娶春日建國勝戸賣之女。名沙本之大閨見戸賣。生子沙本毗古王。とあり。全文は既に引出たり。天
 ○謀反欲危社稷。本の訓に從て。此六字引合せて。ミカトカタフケクニヲアヤフメムトハカリテ。と訓へし。○詭。續紀二十部に。小野東人呼ニ上道朝臣變太都而詭云久云々。万葉九相詭良比言成之賀婆。後には阿都良閑と云り。古今集。詭の説文に相呼誘也。史記注よ。以二微言動之也。なとあり。○夫。記傳云表と訓へし。夫をば勢とも勢古ともいへとも。此は勢古ともいへとも。○必與汝云々。本に與字衍れり。今永享本其他の本とも。に。なきに從て訂正。○弑の訓シセマツレハ。奉令死の意あり。○匕首。記に八塩折之紐小刀とあり。記傳云。八塩折といふハ。上卷あるハ塩折之酒と考合するに。幾度も折り返し折返し。銷冶精熟鍛鍊たる謂にて。其刀の利きことを云稱なり。紐小刀は。和名抄に大刀太知。小刀加多

奈とありて。加多那は片刃の小刀なり。紐と云は。懷中に佩て下帯に挿
 せ故の名なり。此小刀は密に天皇を刺奉む料なれば。必懷中に隠去賜
 ひたるへし。倭建命段に。以劍納于御懷。幸行。などもありと云り。匕首
 は。集解に。史記吳世家索隱曰。劉氏曰。匕首短劍也。按塩鐵論以爲長尺八
 寸。通俗文曰。其頭類匕。故曰匕首也。短劍可袖者。○競戰。訓フルヒワ
 タキテはフルヒワナナキテなりナリ。約記中卷。手足和那々歧互とあ
 り。綏靖紀戰慄の下に云り。○不知所如。如字永享本に如を由よ作れり。
 所如と云事も。漢籍文選も見えなれば。本のまゝにてよろし。説文に
 也と有。○遂有諫兄之情歟。此七字後人の攪入なる事。已に云るか如し。
 然るを集解に。餘字をのみ行として。削られたるはいま
 たり。永享本に無字焉と爲るもあれど。其もあろし。

五年冬十月己卯朔。天皇幸來目。居於高宮。時天皇枕皇
 后膝。而晝寢。於是皇后既無成事。而空思之。兄王所謀適

是時也。即眼淚流之落帝面。天皇則寤之。語皇后曰。朕今
 日夢矣。錦色小蛇。繞于朕頸。復大雨從袂穗。發而來之濡
 面。是何祥也。皇后則知不得匿謀而。悚恐伏地。曲上兄王
 之反狀。因以奏曰。妾不能違兄王之志。亦不得背天皇之
 恩。告則亡兄王。不言則傾社稷。是以一則以懼。一則以悲。
 俯仰喉咽進退泣。日夜懷抱。無所訴言。唯今日也。天皇
 枕妾膝而寢之。於是妾一思矣。若有狂婦。成兄志者。適遇
 是時不勞以成功乎。茲意未竟。眼淚自流。則舉袖拭淨。從
 袖溢之。沾帝面。故今日夢也。必是事應焉。錦色小蛇。則

授妻七首也。大雨忽發則妻眼淚也。天皇謂皇后曰。是非汝罪也。即發近縣卒。命上毛野君遠祖八綱田。令擊狹穗彦。

来目。大和高市郡なり既出。○高宮。倭名抄大和國葛上郡高宮多加美也。とあり。集解に。按高市葛城疆界相接とあり。○適是時也。此紀にては。かく心中に思ほしたまへるのみあり。記に。以三短小刀為刺其天皇之御頸。三度舉而不忍哀情不能刺頸云々とあり。あな可畏。○帝面訓ミオモワ。ミオモテ。とあり。記傳云。万葉にまた御面謂之美於毛和とあり。されど於毛和とは。面の状貌を云ときの言なれば。此には叶はそ。又皇極紀の哥に。於謀提とある。此は後を宇志呂傳と云と同くて。提は是も其状貌を云言あり。たゞ何となく云時は。於母を正しき名なると

あり。○錦色小蛇。記も同じ。記傳云錦色とは。錦の如くなる文彩のありと云なり。然る一種の蛇あり。和名抄に。蚺蛇文字集略云蛇文如連錢錦也。和名仁之木倍美。とある類なり。○狹穗。記傳云。大和國添上郡なり。諸陵式に見ゆ。武烈紀影媛哥に。播磨比能箇須我鳴須擬。返摩御暮履。鳴佐哀鳴須擬とあり。鳴佐哀の鳴は。をはつせをつくはなどの哀と。此地山も川も里も。万葉巻々に哥多し。後世のにも多くよめり。さて沙本昆古王は。此地に居住る故に。如此御夢に見玉ふなり。○曲上漢書武五子傳。海氏曰侯賀死。上當為後者子克國。師古曰。上謂申上其名於有司とあり。○喉咽。通証に又見景行紀蓋與硬咽同。硬咽悲塞也。倭名鈔無須とあり。集解に喉を硬と改めたれども。景行紀にも見えたれば。本の儘にてあるへし。○進退血泣。本よ退下に而字あり。永享本信友校本に據て削れり。而血二字を。集解に哭一字に作れり。とあり。シマヒは

神武紀に樓連とあり。そこに云り。○懷悒。訓神功紀の哥よ見ゆ。そこに云り。○一の訓は誤あるへし。ヒトヘニなどありしにや。○勞の訓。ネキヲフとは。人を慰勞さる意なれば。此よ叶わさ。神功紀釋勞 自が身を勞するは。イタツクと云り。○錦色小蛇云々。大雨忽發云々。記には天皇の御言は。此記と同くして。皇后の御答に。たゞ云々必有是表。どのみなるを。此には天皇の御言を。一々に御心に思合せて。答給へるにて。いと詳かなり。○謂皇后曰云々。記云爾天皇詔之。吾殆見欺乎。乃興軍云々とあり。今二を合せて接ふに。是非汝罪の四字。記の殆見欺乎の下に入らぬ。此處のそへての御言盡せりと云ふへし。吾は殆に欺れつるかも。然れとも其は兄王の惡きにこそあれ。是汝が罪にありと。詔へるなり。其大御意下よ次々見えたり。記にも天皇詔雖怨其兄。猶不得忍愛其後云々なとあり。○近縣卒。履中紀よ發當縣兵と云事も見ゆ

たり。通証に。古者農兵無別故云爾と云るに然るへし。これを記傳に疑われたるに。却りて此頃のさまを。おもひれさるものなり。○八綱田は姓氏録和泉皇別。登美首。豊城入彦命男。倭日向建日向八綱田之後也。未定攝津。我孫。豊城入彦命男。八綱多命之後者。同和泉。我孫公。豊城入彦命男。倭日向健日向八綱田命後者。とあるにて。豊城命の男なる事は。着明きを。此紀に王とあるへきよ。然らぬいかなる事にか。これは記傳 かれた記に。此命の名見え。此時の討使の人名に。誰とも傳はらそ。○令擊狹穗彦。次に云。

時狹穗彦興師距之。忍積稻作城。其堅不可破。此謂稻城也。踰月不降。於是皇后悲之曰。吾雖皇后既亡兄王。何以面目莅天下耶。則抱王子譽津別命。而入之於兄王稻城。天

皇更益軍衆。悉圍其城。即勅城中曰。急出皇后與皇子。然
 不出矣。則將軍八綱田放火焚其城。於焉皇后令懷抱皇子。
 踰城上而出之。因以奏請曰。妾始所以逃入兄城。若有因
 妾子免兄罪乎。今不得免。乃知妾有罪。何得面縛。自經而
 死耳。唯妾雖死之。敢勿忘天皇恩。願妾所掌后宮之事。宜
 授好仇。丹波國有五婦人。志並貞潔。是丹波道主王之女
 也。道主王者。稱日本皇子大日曰天皇之孫。彦坐王子也。一云。彦湯。湯瀨王之子也。當納掖庭。以盈后宮之數。
 天皇聽矣。時火興城崩。軍衆悉走。狹穗彥與妹。共死于城
 中。天皇於是美將軍八綱田之功。号其名。謂倭日向武日向

彦八綱田也。

積稻作城と。俄に事發覺れて。討手の向へるに。城を作るへき餘暇なく。
 さりとて要害なき地に。兵を引受へきならねは。取敢まかねて貯へおき
 たる稻を。苞なからに積重ねて。今世土を依り入れたるを土俵と高く城
 を築けるなり。近古のことから。懸菴録に。我軍の事。出倉中。穀石引置
 橋山。大汝命。積依。立橋。山石。以。橋。故。号。さる。を。通。証。に。此。事。可。疑。蓋。古。有。別
 稱。橋山。と云。事。あり。似。たる。事。なり。制今不可考也と云れしは。稻城といふものに。制ありと見られたる誤
 なり。さるの記に此處を。其王作稻城以待戰云々とあり。また雄略紀に
 根使主逃匿。至於日根。造稻城而待戰云々。崇峻紀に。大連親率子弟與
 奴軍。築稻城而戰云々。とあるなどに據て。古へ稻城と云ものありと。
 見られたるよりの疑なり。肥後も。思。察。ら。れ。た。り。し。か。の。み。な。ら。ず。此。記。に
 いたるは。さるの記に。急に。取。あ。へ。ぬ。時。の。し。こ。さ。に。稻。を。積。て

城に作りし。其城の名を稻城とは云りしあり。格より稻城といふもの。あるへくもあらす。かの雄略紀崇峻紀なる稻城とあるもみなまねなり。其時のさまを思ひめぐらして。よく考ふべきなり。○抱王子譽津別命。王子の次文に皇子とあれば。こゝもしか有へきなり。集解には改め訂されたり。さて記は。此時沙本毘賣命不得忍其兄。自後門逃出而。納其之稻城。此時其后妊身。云々とありて。皇子の未生まざる。此と大く異なり。御名義も。其は據て異れるよし。既云ひたけり。二年の下に○奏請の奏。本に奉とあるは誤なり。今應永本永享本北野本に従て。改め訂せり。○面縛の下。永享本に之字あるよろし。○自經。訓ハ縊きなり。縊に繋るをわなきと云は。縊にさるをかつらき。項に掛るをうなき。など云に同じ。雄略記にも經死とあり。皇極記には未タキテと訓る。ハナハの通音に云るか。はたナハの誤字ともあるい。○敢勿忘。勿は不の誤かと云る説は。中々よあろし。記紀に勿を不の字の意に書る所甚多し。○妾所掌以下。記よてハ天皇の皇后に問しめ玉

ふ詔に。汝所墜之美豆能小佩者誰解。とあるに答へ賜つる御言とせり。其方義甚勝れり。○后宮。北野本永享本に後宮とあり。○五婦人。訓イワトリは。イワタリと云に同じ。此事神武記云り。記よハ。丹波比古多々須美智宇斯王之女。名兄比賣弟比賣。茲二女王。とあり。此女王等には。記にもまかへる事ともあり。十五年の下に云へし。○志並貞潔。記には茲二女王。淨公民。宜使也。とあり。記傳云。公民とは奴婢に對へて。良人を云稱よて。古書に常多くみゆ。孝徳紀には王民ともあり。良人良男良女など。共に皆意富美多訶羅と訓り。續紀四十。公民之徒變作奴婢。云々など見はたり。但し必しも奴婢に對へねとも。たゞ天下公民など云は。民と云ことなり。淨とハ種族の貴きを云なるへし。此時に當りて。種族の最貴きは。此女王等よそありけん。孝徳紀に。以神名王名。爲人賂物之。故入他奴婢。織行清名。とあるも。清名は貴名を云りと聞ゆ。抑

古より。皇后は族の殊に清く貴きを撰て。立賜ふこと申もさらなり。
 外國のいとみだりにして。貴き賤きを懸はさる比に。非すかし。今の御制
 を考ふれば。皇后の次なる妃二人さへ。臣下の女を娶たまはぬと見えて
 四品以上とあり。品は親王の位なり。又身の操行貞しきを云るかとも聞ゆめ
 れど。公民としもつくけ云る。あや然しは非しと思ふ。續紀十二
 王の
 卒立清淨民云々とあるも。此と同意なるへし。さて民と云へは。
 下さまの賤き者に限れる如くなれとも然に非き。天皇の御上よりは。貴
 人をも押並て。公民と稱ことなりと云れたり。さるを此に志並貞潔と
 のみにては。身の操行に専よかとりて事狭し。されと道主王の種族の
 最貴き事。言はさして。天皇にも所知看たまへれ。今略きて言ゆそ
 ども。強ち事意を失へりとも云へからさ。
記傳に記に淨公民とあるを。志並貞潔と書れたるは。意を取變られたるものなりと云れ
 ○丹波道主王の事は次に云。皇后の異母の御
弟なり。推日本根子大日。天皇之孫云々。本よ之を子に誤れり。今信友校本に。推日本根子大日。天皇之孫云々。本よ之を子に誤れり。今信友校本

又嬰近淡海之御上祝以伊都奴。大之御影神之女。惠長水依比
 貴。生子丹波比古多々須美知能宇斯王。とあるに合へり ○一云彦湯産
 隅王子也。本に湯を陽に誤れり。今は永享本に據る。また彦宇腕せり。永
 享本集解又舊事記に據る。さて此王は。開化紀に見えて。彦坐王の異母
 兄なり。然るをここに。此女王等を此皇子の子也とあるは誤なり。此は御
 母の竹野媛と。五女王の中にも。竹野媛と申さか坐れば。それらの混ひ
 にて。かくは誤傳へたるならむか。○掖庭を。ウチツミヤとよめるは。後
 中宮と云稱あるより。起れるなめれと。舊き稱にはあるへからさ。されと
 十五年にも。安閑紀にも掖庭を訓めれば。さてありぬへし。○后宮。こ
 の后をも。永享本北野本ともに後とあり。○共死干城中。記に遂殺其少
 本比古王。其伊呂妹亦從也とあり。記傳云。御兄の殺さるるに從ひ玉ひ
 て。共御亡坐るを云なり。上は焼稻城とあれば。
武辨云。此記に御兄放火焚其城。 御兄
 妹共に其火中にて。御亡坐けむとあり。○記の趣は始より聊か異なる

きまなるか。譽津別命の城中に生れ給へる事。大に異なり。故今其文
を擧ぐ。爾天皇詔之。吾殆見歎乎。乃興軍擊沙本毘古王之時。其王作稻
城以待戰。此時沙本毘賣命。不得忍其兄。自後門逃出而納其之稻城。
此時其后妊身。於是天皇不忍其后懷妊及愛重至于三年。故廻其軍不
急攻迫。如此逗留之間。其所妊之御子既產。故出其御子置稻城外。令白。
天皇若此御子。天皇之御子所思看者可治賜。於是天皇雖怨其兄。猶不
得忍愛其后。故即有得后之心。是以選聚軍士之中力士輕捷而宣者。取
其御子之時。乃掠取其母王。或髮。或手。皆隨取獲而拘以控出。余其后
有豫知其情。悉剝其髮。以髮覆其頭。亦腐玉緒。三重纏手。且以酒腐
御衣。如全衣服。如是設備而抱其御子。刺出城外。余其力士等取其御子。
即握其御祖。余握其御髮者。御髮自落。握其御手者。玉緒且絕。握其御
衣者。御衣便破。是以取獲其御子。不得其御祖。故其軍士等還來奏言。御髮

自落。御衣易破。亦所纏御手之玉緒便絕。故不獲御祖。取得御子云々。
亦天皇命詔其后言。凡子名必母名。何稱是子之御名。爾答曰。今當火燒
稻城之時。而火中所生。故其御名宜稱本牟智和氣御子云々。又問其后
曰。汝所堅之美豆能小佩者誰解。答曰。旦比比古多々須美智能宇斯王之女
名兄比賣弟比賣故二女王。淨公民故宜使也。然遂殺其沙本比古王。其伊
呂妹亦從也。とあり此紀と參考をへし。さて記傳云。此稻城を焼たりし
ことにつきて。聊疑しきことあり。既に城は火を著たらむは。内なる
人も何も。焼亡むに時を移さへからざるに。其間に御使の師本京より
往還て。種々の事を問答へ。定め賜ひけん事。本牟智和氣御子の生坐るは
既に城は火の著たるうへな
り。かくて云々天皇の御許より。此御子を受取に遣したる。是御使の往來一
通なり。又御子の御名を問玉ひし事云々の御問は。御子を受取奉て。后をは
取奉得すと。後命せるすへにて。立返り又問に遣
はせるよて。御使の往來。初と共よ二通なり。心得かたしと云れたるに
就て。考ふるよ。紀にては放火焚其城しかり。元采其城に率て奉りし。

皇子の焼れむことを哀み恐みまして。皇子を懐抱しめて。城外に出さしめ玉へるなり。さて御使の往来とてもなく。たと皇后より奉遣したまへるのみなり。されど此時の事情を考ふる。此紀の傳を正しかるべき。○功の訓いかとなり。但し景行紀仁徳紀にもしかよゆり。集解に。イサヲシと訓れたるは然るへし。○倭日向武日向彦八綱田。本に倭字脱たり。今永享本北野本應永本に據て補へり。集解に。熱田本及姓氏録補と。姓氏録にもしかあればあり。上に由。名義は未詳。集解に。日火此語通。向平亦通。蓋美以火攻平之故。賜此名也とあり。信友も日向は日令向。信られぬ説なり。倭武彦の美稱なり。さて此命の裔は上に引る姓氏録に。我孫豊城入彦命男。八綱多命之後者不見。我孫公。豊城入彦命男。倭日向健日向八綱田命後者不見。とありて。正しく其子は見えず。されど景行紀に彦根島王とあるは。決く此八綱田命の子とあらず。そのよしは景行紀に

委しく云。

七年秋七月己巳朔乙亥。左右奏言。當麻邑有勇悍士。曰當麻蹶速。其爲人也強力。以能毀角申釣。恒語衆中曰。於四方。求之。豈有比我力者乎。何遇強力者。而不期死生。頓得爭力焉。天皇聞之。詔羣卿曰。朕聞當摩蹶速者天下之力士也。若有比此人耶。一臣進言。臣聞出雲國有勇士。曰野見宿禰。試召是人欲當于蹶速。即日遣倭直祖長尾市。喚野見宿禰。於是野見宿禰自出雲至。則當麻蹶速與野見宿禰。令拊力。二人相對立。各舉足相蹶。則蹶折當麻蹶速。

之脇骨カクハラホネ亦踏折其腰ケレキナ而殺之トシテ。故奪當麻蹶速之地トシテ。悉賜野見宿禰。是以其邑有腰折田之縁也。野見宿禰乃留仕焉。

乙亥七日なり。通証云。後世爲相撲節者起于此。類聚國史歳時部七月七日。平城天皇大同二年七月壬辰。御神泉苑觀相撲。令文人賦七夕詩。又宜與天武十年併考と云り。但し天武紀十一年なるは七日にはあらず。○當麻邑は和名抄に大和國葛下郡當麻多以末。正しくは記に當麻道とある如く。多岐麻なを多伊麻と云は。故は音便に類れたる。神名帳に。同郡當麻都比古神社。當麻山口神社などあり。當麻寺當麻村。世處なり。天武紀は當麻衢。記若櫻宮段に當岐麻道などあり。○蹶速。通証云以蹶之速爲名也とあり。○蹶角申鉤。此等はたゞ漢文のかさりのみなり。景行紀に小碓尊の御事を。力能扛鼎などある類なり。○爭力。通証云。後漢書注。角力猶爭力云々。一説爭角字之誤寫。應神紀亦角誤作爭

と云り。備左校本には捕ともあり。○詔群卿曰云々。此詔のさまを以按るに。天皇にも彼加力に甚くほこりて。驕慢なるを悉まし賜へるなり。故即曰云々。とあるよても然通えたり。後世の角力とは。其心はへ異なり。○野見の地名。出雲風土記に飯石郡野見。倭名抄因幡國高草郡能美あり。神名帳攝津國葛上郡野見神社ありて。姓氏錄同國神別ふ土師連あり。また尾張國中島郡。近江國伊香郡など。野見神社あれども。これらは數ふ此命を稱へて。神と崇めしよりの名とさて此命は。姓氏錄に。大和神別土師宿禰。天穗日命十四世孫野見宿禰之後也。攝津土師宿禰。秋篠朝臣同祖。天穗日命十四世孫野見宿禰之後也。土師連同上。和泉石津連。天穗日命十四世孫野見宿禰之後也。などありて。十四世孫なる事はさたかなれど。誰の子と云事見えぬを。よく考ふるに。右の土師秋篠等を。右京神別に。乾飯根命之後ともあるを見れば。乾飯根命よ末なるまとは灼く。さらば野見宿禰は。此乾飯根命の子かと思ふに。或書よもし。國造系圖に。氏祖とある

を以てみれば。宇賀都久怒命にも未なり。かく見てもゆくときは。此野見宿禰は。宇賀都久怒命の子なる事明らかし。鶴瀧河ハ。此神世に國造と云ふこと世次もさて宇賀都久怒命は。乾飯根命の子なるよし。既に崇神紀に云り。さて神名帳因幡國高草郡天穗日命神社。大野見宿禰命神社あり。三代寶錄貞觀八年。授因幡國無位大野見宿禰神從五位下。○捕力。倭名鈔術藝部相模漢武故事云。角瓶今之相模也。和名須末比。雄略紀皇極紀天武紀同訓あり伊勢物語もとより哥詞は知らざりければ。そまひけれど。また女も賤しければ。そまふちからなし。後拾遺集秋風にをれしとそまふをみなへし。いくたひのへよおきふしぬらむ。などあり。須末不と云用名を。體名にしたる。捕考本よ一本角とあり。正字通。捕角通。○踏折。和訓栞云。くしく日本紀に屈をよみ。又折をよめり。袂と訓通ぞ。新撰字鏡よ歟又該をもよめり。注に屈は屈也断也。該は折曲也と見え

たり。くじきは名目にいふ折傷也。又踏折など見えたりとあり。○腰折田。大和志云。葛下郡腰折田在良禰寺村即此とあり。今もありや。尋ぬへし。○留仕。仕字本に任に誤れり。今永享本北野本による。さて此命。垂仁天皇の御喪の事を掌り。子孫世々其陵側。菅原伏見村に居住せること。菅家傳記よ見えたり。

十五年春二月乙卯朔甲子。癸丹波五女。納於掖庭。第一曰日葉酢姫。第二曰淳葉田瓊入媛。第三曰真砥野媛。第四曰筋瓊入媛。第五曰竹野媛。秋八月壬午朔。立日葉酢媛命爲皇后。以皇后弟之三女爲妃。唯竹野媛者。因形姿醜。返於本土。則羞其見返。到葛野自墮輿而死之。故号其地謂墮國。

今謂第國訛也。

甲子十一日なり。○丹波五女。上に見えたる丹波道主王の御女等なり。○日葉酢姫。姫字諸本媛に作る。今並河本に據る。されど以下の女等をも。みな姫とあるは誤なり。御名義未思得也。下よ一云日葉酢根命とあり。○淳桑田瓊入媛。記には沼羽田之入毘賣命とあり。記傳云。名義未思得也。沼羽田は丹波の地名なにもやあらむとあり。瓊は記に依に之の轉なり次なるも同じ○真蕨野媛。此も名義未詳。地名か。後の史には的野と云處あり。○筋瓊入媛。筋を本に筋とある誤なり。中臣本北野本舊事紀ともに。筋とあり。一本には筋ともあり。倭名抄筋和名阿佐美とあり。記に阿邪美能伊理毘賣命とあるにて明らけし。これも記傳云。名義未思得也。丹波の地名よとあり。○竹野媛。和名抄丹波國竹野多加郡竹野あり此なり。されど此御名よはまきれあり。次に云。右女王等の御事なり。記伊邪河宮段。美知能宇

志王娶丹波之河上之摩須郎女。生子比婆須比賣命。次真蕨野比賣命。次第比賣命。次朝廷列王。柱とありて。女王の三柱なり。又玉垣宮段に。氷羽洲比賣命。沼羽田之入毘賣命。阿邪美能伊理毘賣命を娶て生云々とあり。次に上に引けり己沙本比賣命の白し玉へる所には。兄比賣弟比賣。茲二女王云々とあり。又女王等を。喚上玉處には。比婆須比賣命。次第比賣命。次歌凝比賣命。次圓野比賣命。并四柱とあり。かくて此紀なるは。此に見えたるか如くなるを。記傳に辨へて云く。右各其名も數も次第も異ありて。一しからず。此よ舉たるも又異ありて合ひ也。今何れを何れと當てか。一には定め難きに似たるを。つら／＼と思ひて思ひ得たる考あり。其はまつ比婆須比賣命は。何處も皆同じくして。紛ふことなく。兄比賣とあるも此王なること論なし。次よ弟比賣とあるは。凡てを相照して考るに。別に一柱の名に非ず。沼羽田入毘賣と。阿邪美入毘賣とを。

併せて申せる稱なり。其故は。此段の初と書紀とよは。此二王の名ありて。第比賣と云はあく。又第比賣ある處には。此二王はなし。是姉を兄比賣と云に對へて。妹なるをは幾人にて。第比賣と稱る例にて。皇極紀に。長女少女ともある。故に。平帯は二柱を。共に然申しならへるなり。此二王は。共に姉となり。故に。平帯は二柱を。共に第比賣と申し。な。さて此例を以て見るに。兄比賣らひたるま。は。語傳へたるもの。こ。さて此例を以て見るに。兄比賣

第比賣とのみ舉たる所は。又圓野比賣をもこめて。三柱を第比賣とせるものなり。然るを其處は。二女王と。あ。然るを彼の伊弉河の宮段と此とに。も由は彼處よりへり。

圓野日賣を。別に舉たるは。圓野日賣は。本土に返され賜ひて。離れたる一柱なれば。其名をは別に云て傳はれる。殊に此は其人の事を。次に云處あれは。其名を先舉さばあるへからさ。さて又此段の初にのみ。彼沼波田比賣。阿那美比賣を。第比賣とは舉して。別は其名を舉たるは各其生賜へる皇子等を舉る處なれば。常の如く。共に第比賣と舉てり。皇子等の御母分らさ。同腹と聞ゆればそかし。さて右の三柱の次第。伊那。河宮段よは。真祗野比賣。次に第比賣。沼羽田比賣。阿那美と舉たるに。此比賣二柱なり

には打反して。第比賣を先に舉たる。此違は如何と云に。先凡ての次第は。書紀の如くにて。第一比賣須比賣命。第二沼羽田之入毘賣命。第三圓野日賣命。第四阿那美能入毘賣命なりけり。然るを第比賣と云は。其第一ある沼羽田比賣と。第四なる阿那美比賣とを合せて申せる稱なれば。第三なる圓野比賣の上より列も理あり。下に列くも理ありて。共に妨なし。故伊那河宮段に。真祗野比賣を上にして。第比賣を下にせる。其の第比賣と云は。常に姉に對へて。妹を云稱なるに依てなり。此も委曲に。真祗野阿那美と舉くへまなれども。上より云る如く。沼羽田阿那美は。姉となり。坐て。常に二柱を一に第比賣と申しならへる稱のま。は。舉たる傳へあるを。其第比賣といふ名は引れて。第二なるも。又此は其二柱の第比賣は。京におのづから。第四の處にてもれるなり。

に留りて妃となり坐る故に。皇后比賣須比賣に。連ねて上に列き。圓野

比賣は、一柱離れて返され給へる故也。末に擧たるなり。かの伊弉河官能宇志王の御子たちを擧たる處なる故に。第比賣の第比賣と云解につきて。其次第に擧たるを。此は京に留り玉ふこと。本國に返され玉ふこと。を云處にて。彼段と起異なるが故。此等につきても。凡て古傳の起の。みたりならざりしこと。又此記のさかしらなき事と知られて甚たふとし。さて并四柱とは。本は比婆須比賣。沼羽田比賣。阿那美比賣。圓野比賣にて。四柱と云傳へありけむを。此の第比賣を一柱の名とし。歌凝比賣を。別に一柱として。四柱と云るは。傳へ誤れるものなるへし。歌凝比賣と云は。圓野比賣の一名あるへきこと下に云へし。さて又書紀には。右の四柱の外に竹野媛ありて。并せて五女とせるは。是又竹野媛と云るは。記の歌凝比賣と同じく。圓野比賣の一名なりしが。まきれて別に一柱とはなれるにて。實は四柱にそありけむ。そのまきれば。書紀此卷に丹波道主命は。一云彦湯産隅王之子也ともあると。伊弉河官段に。丹波太

縣主女竹野比賣と云ありて。其生る皇子と。比古由牟須美命と。申せるを合せていへり。竹野比賣と云は。道主命の御祖母の名にて。國も同く丹波なると。又かの歌凝の多許と。竹野の多加と。音通へるから。彼此によりて。歌凝比賣といふ名のみまきれて。竹野媛といなれるなるべし。然れば實は。此も又圓野比賣なり。なほ其証は。本土に返されたるは。記にては圓野比賣なればなり。又三女を妃とせとあれども。其中は真慈野媛のみは。生る皇子もなし。是れ本土に返されたる竹野媛なればなり。舊事紀よ。真慈野媛生。磐撞列命稻列命と云れと。取るに足らず。此御母は此記にも書紀にも。他の妃にて真慈野媛には非るを。私に換て如此は記せるなり。右の如く定めて見れば。段々の異りおのく其由あることにて。其實は皆一と合ひて違ふこと無し。委曲に辨へ見べきなり。と云れたるにて。此女王等の混甚明らけし。○以皇后弟之三女爲妃。素解

には。古本よ據て以皇后之三女第爲妃。と改めたり。應永本には以宗
 なし。さて記には。留比婆須比賣命第比賣命二柱云々とあり。記傳云。
 第比賣と云を一柱とせる誤なり。上に三柱各御子を生賜へることある
 を。いかてか二柱とは云む。○唯竹野媛者云々。記に其第王二柱者。因
 甚凶醜。返送本土。於是圓野比賣慚言云々とあり。記傳云。第王二柱と
 は。歌疑比賣と圓野比賣とを云るなれども。歌疑比賣とは圓野比賣のこ
 とよて。武神云。竹野媛。即圓野比賣の二名なる。實は一柱なれば。是も又
 事。既に記傳の説を引て云るか加し。實は一柱なれば。是も又
 誤なり。其故ハ此次に。本土に歸坐ことを云る。たと圓野比賣の事のみ
 にして。歌疑比賣の事は見えそ。若別に其人あらむに。今一柱の事を
 云るからは。歌疑比賣者云々と。其落着をも。必いりてはえあるまじき
 あさなるに。其は如何とも云る事なきに。實よ其人の無ければそかし。
若云へき事無く。故歌疑比賣一柱。返
 於丹波とも云とちむへまことなり。書紀にも本土に返され賜ひしり。

た一柱あるをも思へ。と云り。○到葛野。本に到宇脫たり。類史舊事紀
 に依て補ふ。葛野は。山城國葛野郡是也。此地のこと。神武紀に云り。記には到山代國
 之相樂時。取懸樹枝而欲死。故号其地謂懸木。今云相樂。相樂は山城
 國相樂郡相
 樂野是なり。神名帳に同郡相樂神社。此記の訓にサカラとも。サハラともあ
 るは能れるなり。今もさおらと云り。又相樂村と云もあり。其は今もさおら
 かと云○自墮輿而死故号其地云々。輿の事始てみゆ。輿後名抄和名古之
 とあり。名義は。崇神紀の歌よ。手越に越はとある義にて。地に置かき手
 より手を以て。越し渡さよりの名なるへし。記云。又到第國之時。遂墮
 峻淵而死。故号其地謂墮國。今云第國也。記傳云。書紀には相樂の事も。
 又淵に落入玉ひし事も見えそ。されとたくに地に墮たらむはかりにて
 は。死坐へくもあらされは。輿より淵に墮賜ひたりけんかし。又記に
 輿より墮玉ひしなるへし。第國ハ和名抄に山城國乙訓郡。久爾神名帳
 に。同郡乙訓坐火雷神社。繼躰紀に。十二年遷都第國なとみゆ。記傳云。

古第國と云し地は。今の井内村今里村のあたりなり。井内村に乙訓明神の社あり。又今里村なる法皇寺と云す。昔は乙訓寺と云つと。或書に云り。宇治拾遺物語に。長岡の邊をさきて。乙訓川のつらとさ々と思へは。又寺戸の岸をのゆる。云々と云り。寺戸村と云も今もあり。さて葛野郡と乙訓郡とは。今は異なれとも。古は葛野と云しは大名にて。乙訓郡のあたりまでかけて。之く葛野と云しなりけり。式葛野郡窪川神社。神名帳考云。源氏物語月のそむ河のをちなる里あれば。桂のかけはのどけかるらむ。信友云。於の假字を配竹野媛の靈を祭るか。水鏡に其事を記して云。桂川を渡りて。心うしとやればしけむ。車より隨て。やがてはかおくあり給ひき。と云とあり。皇胤云。山城風土記に。月讀尊受天照太神物降。于置原中國。到于保食神許。時一湯津桂樹。月讀尊乃倚其樹立之。其樹所有今號桂里。と見えたり。師説に古の乙訓郡邊迄係て。そく葛野と云しなりと云れたり。其葛野は。始此桂木に依て起れる地名なるへし。太子傳に。臨風野大塚而宿。造假官於峰岡之下。と云る。風野として。和名抄に。山城國葛野郡野野野有是是なり。神名式に。葛野郡葛野坐

月讀神社次新嘗大月と見えたる。此地を應神天皇六年。知養能伽豆忍瑪彌例啓と。大神敬よも諱はせ給へれば。其郡野名。の如く。葛野なる事更よ論ひ無き物から。猶風土記の説の如く。桂樹の生立ちし由に縁て。桂里と号けたるが。本にて有しを。又葛の多在りし所なりけむから。似たる言の二合る故に。終よ郡野の名共は。葛野と成れるを。其傍に又桂里と云名も。遺存り傳はれるにて。有ぬ可きと云り。

皇后日葉酢姫命生三男二女。第一曰五十瓊敷入彦命。第

二曰大足彦尊。第三曰大中媛命。第四曰倭姫命。第五曰稚

城瓊入彦命。妃淳葉田瓊入媛生鐸石別命與膳香足姫命。

次妃筋瓊入媛生池速別命。稚淡津姫命。

日葉酢姫命姫字例に依て改む。○三男二女。記には四男一女なり。○五十瓊敷入彦命。記に印色之入日子命とあり。記傳に。印色は御名義。印は印惠大神名天皇の印と同じく。色ハ磯城なるへし。入の意ハ上に云るか如

し。三代實錄四。藤原國にあり。○大足彦尊。下には大足彦忍代列天皇とあり。記より足を帯に作る。記傳云。帯は字は倍字よて足。淤斯呂は押知なるへし。和氣の事ハ日代官段に云へし。文德實錄八に。伯耆國大とあり。○大中姫命。記には大中津日子命とあり。記傳云。御名義殊ある事なし。應神卷中子。繼躰卷欽明卷に仲。舒明卷中子。万葉十四に等能乃奈可知などあり。○倭姫命。記傳云御名義殊なることなし。此天皇の御妹に。千々都久倭姫命御弟に倭と申とも坐り。さて此比賣命。古語拾遺には。天皇第二皇女母皇后挾穗姫とあり。武辨云。神宮の書共異れる傳なり。書紀は御母氷羽州比賣命を丹波國より召上しは。十五年と云年の事は。二十五年に天照大神を祀奉るは。御年いまた七八歳以下なるへし。似たり。然れども凡て書紀の年紀しひて據かたきと多ければ。拾遺はたゞ其年行天皇は。其御世の六十年に崩坐て。百六歳とあれば。垂仁天皇の五十四年坐なるにあられる。其御妹の倭姫命の二十五年に坐しは。い

かたてや。又十五年に召上し氷羽州比賣命は。五十四年には七十歳にも餘り。玉ふへき。御子生給はむこといかに。凡てかく相違へることいと多きものをや。又倭姫命世記。崇神天皇の五十八年の處に。此比賣命の御事を云る。其は論ふは足らず。又口決に及雄略天皇御宇。五百歳給仕大神宮と云れるも。彼世記の妄説に依とあり。此皇女の御事は下に重胤説あり。記云く。次倭比賣命者。拜祭伊勢大神宮也。○稚城瓊入彦命。記に若木入日子命とあり。御名義。此紀の字の意なるへし。○鐸石列命。記に沼帶列命とあり。記傳云。奴多羅斯と。奴傳斯と。瓊足の義なるへし。姓氏錄に。和氣朝臣。稻城壬生公。山邊公あどを。此命の御裔とせり。諸記に。大中津日子命者。此記には皇女な山邊之列。三枝之列。稻木之列。阿太之列。尾張國之三野列。吉備之石无列。許呂母之列。高葉鹿之列。飛鳥君。牟禮之列等祖也とあり。然るに山邊之列は。山邊公と同じかるへく。稻木之列は。稻城壬生公と同じかるへく。吉備之石无列は和氣朝臣と同じきに就て。姓氏錄續記。記傳に。此御世の御子たちの中に。書紀よは大中姫命あ

りて。大中津日子命の無きを思へは。大中津日子命と申さる。沼津別命の亦名なるか。彼大中姫命と混ひて、別に一柱とあり玉へるにやあらん。若然らば、此は書紀の。と云れたり。○膳香足姫命。名義殿足なるへし。記傳を正しとすへし。○膳香足姫命。名義殿足なるへし。記傳には伊賀帶日子命とあり。記傳云。伊賀の義詳ならず。かくて記にも書紀にも次下に。又五十日帶日子王と申さる坐り。伊賀と五十日とはたり。これ書紀にては姫と彦となれば。膳香五十日同じことかと思ふあり。按はるれと。文字を異て書れたるは。いさゝか、の意の異なるにや。思ふあり。按に此記に皇女と説る方。正しかるへし。○池速列命。記に伊許婆夜和氣命とあり。此の池も。記傳云名義未思得也。或書に。此命は下野國室八島は池の形にて中。小島ありて。其池火氣ありて。常に烟の立けるとなり。今は八島に立烟云々若此説の如く知らず。池。姓氏録三代實錄などには。息速列命とあり。息字は伊許布と云訓と取れ。神名帳に。陸奥國杜鹿郡に。伊去波夜和氣命神社。ありと云り。さて記に。伊許婆夜和氣王者。沙本穴太

部之別祖也とあり。沙本穴太部。續紀延暦三年十一月建部朝臣人上等言。臣等始祖息速列皇子。就伊賀國阿保村居焉。逮於遠明日香朝廷。詔皇子四世孫須彌都斗王。由地賜阿保君之姓。其胤子意保賀斯。武藝超倫。足示後代。是以長谷旦倉朝廷。改賜健部君云々。望請返本正名。蒙賜阿保朝臣之姓。詔許之。於是人上等。賜阿保朝臣。健部君黑麻呂等阿保公。また姓氏録に。阿保朝臣云云。息速列命幼弱之時。天皇爲皇子。築宮室於伊賀國阿保村。以爲封邑。子孫因家之焉云々などあり。此に説ても。り披見。三代實錄。貞觀十七年。小槻山公云々等。并賜姓阿保朝臣。息速列命之後也。神名帳。近江國滋賀郡建部神。○稚波津姫命。記に阿保美都比賣命者。嫁稻瀨毘古王とあり。記傳云。御母の名に依れる御名なるへし。二十三年秋九月丙寅朔丁卯詔羣卿曰。譽津別王。是生年

既三十。鬚鬚八掬。猶泣如兒。常不言何由矣。因令有司而
 議之。冬十月乙丑朔壬申。天皇立於大殿前。譽津別皇子侍
 之。時有鳴鵠。度大虛皇子仰觀鵠曰。是何物耶。天皇則知
 皇子見鵠得言。而喜之。詔左右曰。誰能捕是鳥獻之。於是鳥
 取造祖天湯河板舉奏言。臣必捕而獻。即天皇勅湯河板舉
 取造。祖天湯河板舉奏言。臣必捕而獻。即天皇勅湯河板舉
 云此。汝獻是鳥。必敷賞矣。時湯河板舉遠望鵠飛之方。
 追尋詣出雲國。而捕獲或曰得于但馬國。十一月甲午朔乙
 未。湯河板舉獻鵠也。譽津別命弄是鵠。遂得言語。由是敷
 賞湯河板舉。則賜姓而曰鳥取造。因亦定鳥取部。鳥養部。譽

津部。

丁卯二日なり。○生年既三十。當年三十に成坐とあれば。逆に敷ふるに。
 此皇子ハ崇神天皇六十二年に生坐るなり。されハ天皇末皇太子にまし
 くし間の御子にて。記とは甚くことなり。されハ彼扶總彦の發されけ
 る。○鬚鬚ハ掬猶泣如兒。記云。故率遊其御子之狀者。在尾張之相津。
 二俣極作二俣小舟。而持上来。以濟後之市師池輕池。率遊其御子。然是御
 子ハ奉鬚至子心前。真事登波受云々。ハ奉鬚の事は神代紀よ云り。出雲
 風土記。仁多郡三津鄉下に。大神大穴持命御子。阿遲須伎高日子命。御須
 鬚ハ握于生。晝夜哭坐之辭不通。爾時祖神御子乘船而。率巡八十島。宇
 良加志給鞆。猶不止哭之云々。とあるよく似たる事なり。○令有司。本
 に令字脱たり。集解に據古本一補とあるに依る。信友校本には。命とあ
 り。されと令の方まされり。○壬申八日なり。○有鳴鵠云々。記にも高往

鶺鴒之音とあり。今本は鶺鴒の訓なし。記傳には鶺鴒を多豆とよみて。其説に。上代は鶺鴒をも鶺鴒をも。共に多豆と云るなり。久具比。意富登理など分れたる名あるは。や、後の事なるへし。さて此は鶺鴒なるを通はして。鶺鴒は書るか。はた久具比なるを多豆と云るか。其差は辨へかたし。何にまれ訓は多豆なるへし。と云れたるさるまとなれとも。和名抄に。野王接鶺鴒大鳥也。漢語抄云古布。日本紀私記云久々比。とよまれたれは。私記に久々比と訓たることしるく。其上同抄に鶺鴒を豆流。また多豆。鶺鴒は於保止利と訓み分たれは。久々比と訓て。宇鏡にも。鶺鴒久々比。此をも鶺鴒の事として見る方まさされる心ちぞ。さて此三の辨は。記傳に漢語抄の古布と。宇鏡の古比とは通ひて一名なるへし。さて今右の三を守りにいはは。鶺鴒は都流。鶺鴒は白鳥といふ物。鶺鴒は許布と云物なり。然るは右の書とも。鶺鴒を古布とも。古比とも云るは。違へるに似たり。今許布と云物は

鶺鴒に當れり。さて又久具比と云しは鶺鴒のことなりとも云。鶺鴒のことなりとも云。鶺鴒ありと云は誤なるへし。神樂歌湊田に。美奈止多仁久々比也川乎利也。云々東遊伎乃行。加乃由久波。加利加久々比加云々。師云久々比は今白鳥と云物なり。古布には非ぞ。古布はたと雌雄一つかひのみ居る物にして。群居る物にあらされは。八居と云るよかなはず。白鳥は多く群集る物あり。と云れるか如し。又雁かを見まかへたるも。白鳥にておと然るへけれ。と云れたり。然るに和名抄箋注云。新撰宇鏡鶺鴒久々比又古比。按古布古比一辭之轉耳。久々比又見神樂湊田歌。又景行紀仲哀紀孝徳紀所云白鳥蓋是。今俗呼。白鳥音讀。貝原氏以久々比爲鶺鴒。本居氏以古布古比爲鶺鴒者並非。と云り。○得言。記に聞高往鶺鴒之音始爲阿藝登比。とあり阿藝登比の事は。神武紀に已に云るか。あほいはと。口を動かして。物言はひとぞる其形容を云ことなり。蜻蛉日記に泊瀬詣に

音せで渡る杜の前を。ささかにあなかまあなかま。手を掻き面を振。そ
 こらの人のあきとふやうよされは。せんかたなくをかしく見ゆとある。
 あきとふやうにぞると云るは。物言ふか如きさまをさるをいふ。此にて
 明らけし。神武紀に喉嚨をよめるは。魚の其口を動かして物言ふか如き。言
 まするを以て云るなり。仲哀紀に傾浮を訓るも。それと同じ。言
 義り未詳。記傳の説信 ○鳥取造。記云天皇因其御子。定鳥取部。鳥甘部。
 品遲部。大湯坐若湯坐。配傳云。鳥取部はかの鵜を捕得し人に。鳥取造と
 云姓を賜へるのみよ非き。其事に因て此部を定めらるゝなり。さて鳥取
 の長とし賜へると云り。姓氏録右京神別鳥取部連。角疑魂命三世孫。天湯
 河折命之後也。垂仁天皇皇子譽津列命。年向三十不言語。于時見飛鵲
 問曰。此何物。爰天皇悅之。遣天湯河折尋求。請出雲國宇佐江捕貢之。
 天皇大喜。即賜姓鳥取連。山城國鳥取連。天角已利命三世孫。天湯河板舉
 命之後也。此外にも河内國和泉國鳥取あり。並同じ。○天湯河板舉。名義

詳ならず。皇胤云。折和名抄許太屋折也とあり。掛板と云ふとなるへき本
 り。湯河折命も温湯の折より由れるなるへし。玉箱に屋折屋板本
 也とあり。此人右の姓氏録に。角疑魂命三世孫とあるは疑はし。三の上に十
 字なと脱たるかど。記傳に云れたり。同書河内神別。美努連。角疑魂命三
 世孫。天湯河田奈命之後也。とある三
 を一本は四とあるよしなれと。式に河内國大縣郡天湯川田神社。和名抄。同
 鳥取部 ○板舉此云柁儼此六字上の湯河板舉の下に入へきなり。○汝献
 是鳥云々。記には遣山邊之大鶴。此者人名。令取其鳥云々とあり。記傳云。鳥
 を追尋ねし例。景行卷。倭建命の化坐る白鳥を。使者を遣して。追尋
 ねしめ玉ひし事などあり。と云り。○追尋。請出雲國云々。本は國字脱た
 り。今永享本に従て補ふ。記云故是人追尋其鶴。自本國到針間國。亦追
 越稻羽國。即到巨波國多遲摩國。追廻東方。到近淡海國。乃越三野國。自
 尾張國傳。以進科野國。遂追到高志國。而於和那美之水門。張網。取其
 鳥而持上献。故号其水門。謂和那美之水門とあり。出雲國の事ハ記には

見えそ和名抄に因幡國邑美郡鳥取郡あり。式に但馬國城崎郡久々比神社網野郡鳥取郡あり。又式に越中國婦負郡白鳥神社あり。和名抄同郡鳥取郡あり。和那美之水門は。何國何郡にあるか。他ふものに見えたることなしと記傳云。そもく虚空を飛鳥の往方を。かく遠き國々まで追尋行て。捕獲むこと。疑ひしきに似たれとも。今鳥の事をよく知れる人に聞に。打思ふとは遠て。遠國までも尋行て。得らるゝ物なりと云り。とあり。さて上に引る蛙氏録に。出雲國宇夜江宇夜江に詰て。此鳥を捕へし事見えたり。風土記に宇夜江出雲郡に見えたり。また出雲風土記に。神門郡に赤食池赤食池と云あり。内山真龍云。こは鶴池にて。此の故事に由れる名には非るか。○或曰得于但馬國。此七字永享本には。一云至于但馬國。而捕取之獻之矣。とありて分注とせり。重胤云。式但馬國城崎郡久々比神社を。出石人井上觀か著せる。其國の續風土記に。在三江郷下宮村。稱稱肩大明神肩大明神と云るは後人の思寄まじき神名なり。故思ふに。古事記に。

遂追到高志國而於和那美之水門。張網取其鳥。而持上獻。故号其水門。謂和那美之水門也。と有て。高志國の趣なれとも。熟思ふに。高志國より多遲麻國の和那美之水門和那美之水門は。歸到けめとも。言少なるは依て分明しからざるあり。神名式に但馬國養父郡和奈美神社御在し坐て。今網場村と云に立せ給へるは。體なる証と云者なり此は朝來川と屋岡川と落合川と合なる所也。城崎川と云ふ大河と成る所なり。右の網場村を。字は然書。右の和奈美神社。即和那美之水門なる時。此神社も其時の事にて。被定たる所なること云も更なり。其皇子の言語為させ給はざる事を。古事記には出雲大神の御心なる由。所見たるに就て考るに。出雲風土記。仁多郡三津郷條に。大神大穴持命之御子。阿遲須枳高日子根命。御須髮八握于生。晝夜哭坐之辭不通。爾時祖命御子奉給而。率巡八十島。守良加志給鞆。猶不止哭給。大神夢願給告御子之哭由。夢爾願坐則。夜夢見坐之御子之辭通。則寤問給。爾時御

津中。爾時何處然言問給。即御祖前立去出坐而。石川度坂上至留申是處也。爾時御津水浴於而。御身沐浴坐。とある祖命とも御祖とも申その味。和彦根命の御母田心姫命に坐か。御子の言問さぬに。甚く御心を盡させ給へる。神に坐故に。此にても皇子の言問し給はむ為に。其鶴の事に就てぞ。胸肩大神の祝奉れりけむ。天皇則知皇子見鶴得言而喜之。と有る此鳥をたに居置かば。皇子の言問給はむと。思ほしとなれば。此鳥を捕に就ても。其御祈とも有けむこと。云も更なる御事なりと。云れたり。○乙未二日なり。舊事紀には己未とあり。二十六日なり。○弄此鶴。出雲國造神賀詞に。白鶴乃生御調能玩物。とあるに。此故事よりや出たりけん。○遂得言語。此紀にはかくあれとも。記には亦見其鳥者。物言如思爾而。勿言事此九字舊印本。於是天皇惠賜而御寢之時。覺于御夢。曰。修理我宮。如天皇之御命。者御子必真事登波牟。如此覺時。布斗摩邇々

占相而。求河神之心。爾崇出雲大神之御心。故御子令拜其大神宮。將遣之時。略其御子詔言。是於河下一如青葉山者。見山非山。若坐出雲之石砌之曾宮。葦原色許男大神以伊都政之祝大廷乎問賜也。略於是覆奏言。因拜大神。大御子物詔故參上采。故天皇歡喜云々。とありて甚詳なり。此紀には此等の事をは略きて。其最後の言語を得給ひし事を引上せて。此鳥の處に記せるに。然る一傳によられたるものにもあるへけれとも。なほ記の如くあらまほし。尾張風土記に。丹羽郡吾縵鄉。式に同阿豆。卷向珠城宮御宇天皇。品津別皇子生七歳。此紀と甚く而不語。傍同拜下。無能言之。乃後皇后命日葉酢姫命を申す。夢有神告曰。吾多具國之神。名曰阿麻乃彌加都比女。吾未得祝。若爲吾克祝人。皇子能言。亦是壽考。帝卜人覓神者。日置部等祖建岡君卜食。即遣覓神時。建岡君到美濃國花鹿山。攀賢樹枝。造縵。誓曰吾縵落處。必有此神。縵云落此間。乃識有神。因登社。由社

名里。後人訛言阿豆良里也。

美濃國大野郡花長神社。花長、下神社あり。阿豆良里神社。和名抄同郡吾髮郡あり。今世も

此村あり。吾髮と書てアツラと唱ふ。髮は髪。此等の傳によりて。此皇子の

字を誤り來たるなりと。記傳にもいへり。

言語ひ坐ぬ。神の御祟ありしあるへけれ。鳥を得玉へる。即遂得言

語とあるは。事實に叶はざるか如し。且上より引る出雲風土記仁多郡なる

大穴持命御子阿遲須岐高日子命の御故事も。こゝに由ありけなり。考合

せへし。○鳥取造り。次なる鳥取部の長と見たまへるなり。さて造の尸

は。姓氏録其他の書よみえ。上よ云ると見合をへし。○鳥取部の事も

既に云り。記傳云。和名抄に備前國赤坂郡鳥取郡。式に伊勢國員辨郡鳥

取山田神社。鳥取神社などあり。此らも此部に因れる地名か。右の外彼

鳥を追廻りし國々にも。此地名ありて上に出せるか如し。姓よ負るは。

彼天湯川板舉の後なり。崇峻紀に。捕鳥部万と云人あり。此は此氏人か。又は鳥取連大分など見ゆ。是らは姓なり。○鳥養部。記には鳥甘部とあり。記傳云。凡て古へは

其養と云養に。多く甘字を用ひたり。記中には御馬甘猪甘。書紀にも鷹

甘猪甘。あと見え。其外の書ともにも多し。さて此部。まつ彼捕來たる

鶯を飼ふ者を云へく。又別にも此名を負せて。定められたるもあるか。何

れも彼鶯のこと。依てにはあるなり。書紀雄略卷養鳥人あり。また鳥

官之鳥。鳥菟田人。狗所齒死。天皇曠黜。而爲鳥養部。また直丁等云々

仍詔爲鳥養部とあるなどは。鳥を飼人なり。和名抄に大和國添下郡鳥

貝止利郷あり。貝は此外にも鳥養といふ地。此彼にあり。○譽津部は。記よ

此皇子出雲大神を拜みに出行之時。每到坐地。定品遲部也とあり。記傳

云。每到坐地とは。宿り玉ふ處。或ハ暫留り坐る處などを云るなるへし。

然らされは。毎に云と總ならず。其故は。過經たまふ村里毎に。悉遣さす

品遲部を定賜ふべきにあらされは

り。但し毎を軽く見て。たゞ到坐處々と云意ともをへし。品遲部。本

牟智列王の御名を以て負せたる部なり。さて和名抄に。大和國葛下郡品

治郷。保無因幡國邑美郡品治郷。安藝國山縣郡品治郷。備後國品治郷。保半
 品治郷などあり。これら倭より出雲より往來の道ある國々なれり。此時より
 定まれる品選部の由縁の名にやあらむ。出雲風土記に。神門郡比布智神
 社又日淵川あり。此も本年智神
 能れるには非るか。今は社
 も川も保智石と云なり。又姓より負へるは。伊邪河宮段に。曙立王伊勢之
 品選部君之祖。また息長日子王者。吉備品選君之祖と見ゆ。氏人は。續
 紀廿八に。品治部公葛磨。類史八十七に。出雲國楯縫郡人品治部首真金。
 なと見えたり。○記云於是天皇因其御子。定鳥取部。鳥甘部。品選部。大
 湯坐若湯坐。とあり。大湯坐若湯坐の事は。母后の御答に。取御母定大
 湯坐若湯坐。宜日足奉。とある是なり。湯坐は。雄略卷に湯人此云史衛
 とある是なり。此事神代紀
 に詳なり兒に湯を浴する婦と聞えたり。大若は大小と
 云むか如し。記傳に。但し上なるは。此御子を治養奉れる時の役人を云。
 此なるは其より因て。又別に其名を負せて。部を定められたりと見ゆ。又

雄略卷に。湯入鹿城部。連武彦とあるは。當時に此役を仕奉し人と聞ゆ。
 又孝德卷に湯部とあるも。由惠と訓へく。此は此部を云へりと聞えたり。
 又姓にも負りと云り。姓のことは。天武紀十
 三年の下ふ云り。

二十五年春二月丁巳朔甲子。詔阿倍臣遠祖武渟川別。和
 珥臣遠祖彦國茸。中臣連遠祖大鹿島。物部連遠祖十千根。
 大伴連遠祖武日五大夫。曰我先皇御間城入彦五十瓊殖。天
 皇。惟嚴作聖。欽明聰達。深執謙損。志懷冲退。綢繆機衡。
 禮祭神祇。剋已勤躬。日慎一日。是以人民富足。天下大平
 也。今當朕世。祭祀神祇。豈得有怠乎。

甲子八日なり。○武渟川別。彦國茸。集解云。二大夫共出崇神天皇十年紀。

至此八十五年とあり。○大鹿島は。尊卑分脈に。中臣天兒屋根尊九世孫。
 久志宇賀主命。天神命。天多爾使命。宇佐津臣命。御氣津臣命。伊賀津の子
國摩大鹿島命とあり。神皇正統記よ。又名大嚙主命ともあり。太神宮儀
 式帳に。活目天皇御世。大神宮彌宜氏。荒木田神主等遠祖。國摩大鹿島命
 孫。天見通命乎。彌宜定五云々。國摩大鹿島命子。臣狹山職原鈔には。此時
 中臣祖大鹿島命爲祭主。其後葉代々爲祭主とあり。倭姫命世紀に。中臣
り。又大鹿島命祭官定給續紀靈龜元年。常陸國鹿島郡中臣部二十烟。占部
 五烟。賜中臣鹿島連とあれり。此命の鹿島も常陸のなるへし。平田翁云。
 抑此國の卜部は。鹿島坐健御賀豆知命神社に。天兒屋根命の御裔の。神
 事仕奉れるか中に。後に卜事を持つて奉仕る族を。卜部と云て。既く當
 國に在しと聞ゆ。然思ふ古事の証は。まづ常陸風土記香島郡下に。崇神
 天皇御世に。香島大神の御識の御言を。大中臣神聞勝命の聞得て。天皇

に委たるを始め。倭武命の時に。同神の中臣臣狹山命に。御託宣ありし
 こと。神聞勝命は。兒屋根命七世孫にて。臣狹山命ハ其曾孫なり。さて臣狹山
命の名を。大鹿島命と云も。此地名を貝りと聞ゆれば。此神に仕奉られ
しなら。また孝徳天皇御世己酉年。大乙上中臣子。大乙下中臣部。菟子。な
 と云人等。下總の海上郡を對て。香島大神の神郡を置たる。又久慈郡の
 下に。至淡海六津大朝光宅天皇之世。遣使檢藤原内大臣之封戸とある
 は。天智天皇の御世にして。内大臣は鯨足公なり。此は世繼物語に。鯨足
 は常陸の生れにして。鹿島には氏神あり。と云るに由あり。また下學集に
國鹿島郡入也と云り。今鹿島神宮の邊に。鯨足屋敷と云田地ありよし。當國
の誌に見えたるを。合せ考れば。此公も本は常陸に坐せりと聞えて。由ある
ことなさて常陸國よして。天兒屋根命の裔の。鹿島香取の神宮に奉仕り。又
 卜部となりたりし趣の。正しく書し見えたるは。當國風土記香島郡條に
 年列。四月十日設祭灌酒。卜氏種屬男女集會。積日累一夜云々。神社周匝
 卜氏居。地躰高敞。東西臨海。云々元正天皇靈龜元年。常陸國久慈郡占部、

御蔭。萬葉世常陸國茨城郡占部小龍。と云氏人も見たり。聖武天皇天平十八年。常陸國鹿島郡。中臣部二十烟。占部五烟。賜中臣鹿島連之姓。云云光仁天皇寶龜八年七月。内大臣藤原朝臣良繼病。叙其氏神鹿島神正三位。香取神正四位上。とあるは。天兒屋根命の御裔として。鹿島香取神をさして。氏神と記されたり。氏神と云ふ二ありて。なへては其祖神をいへ祭る神をも云り。其は氏神と云類なり。藤原家より。上件引出たる書とも。鹿島香取神を氏神と云は。其生土の神なる由なり。見えたる趣を思合せて。香島神宮よ。中臣氏の仕奉れるは。古き事にて其中臣部の中に卜部の有て。京に參上り。其事は仕奉りけんことを曉るへし。と云れたるにて。此氏の常陸に由ありて。此命の名も常陸のなること知られたり。○十市根は。天孫本紀に。宇麻志麻治命六世孫。伊香色雄命の子。十市根命。此命遷向珠城宮御宇天皇御世。賜物部連公姓。元爲五大夫一。次爲大連奉齋神宮云云。二十六年下。大日本史云。按舊事紀八

此條書物部大連。似既賜姓。追書乎。今姑從舊文とあり。名義十市の地名に據れるなるへし。○武日。公卿補任に。大伴健持連注に。天忍日命之後。道臣命之七世孫也。祖父豐日命。父健日命。とあるに。よれば。豐日命の子なり。景行紀に命吉備連。今從日本武尊。祭解補任を引て。此武日。大伴建持連と。同人にせしは。いか。建持は。賜原抄に武持に作り。仲哀紀に武以に作れり。武の曆運記に。大伴建持祖武日命と。大伴建持と二人并記せるを見よ。○五大夫。本に五を吾と誤れり。古寫本ともにいみな五とあり。儀式帳に。天照坐皇太神。伊勢に御幸行坐を時の事を。爾時御送驛使。阿部武渟名河列命。和珥彦國尊命。中臣大鹿島命。物部十千根命。大伴武日命。合五柱命乎爲使令入坐とあり。皇大神宮補宜。辨圖帳にも此文あり。倭姫命世記。垂仁天皇廿六年條にも。奉遷于天照大神。於度遇五十鈴河上留。今歲倭姫命云云。高天原仁千木高知利。下都磐根仁大宮柱廣敷立天。天照大神並荒魂宮奉鎮坐。于時云々。皇太神倭姫命乃御夢。諭給久。我高天原爾坐。懸戸押張。原如見。見志真伎志國宮處波是處也。鎮理

定理給止。覺給支。于時倭姫命並御送驛使安部武渟河列命。和珥彦國葦命。中臣國摩大鹿島命。物部十市根命。大伴武日命。並度會大幡主命等仁。御夢狀具令教知給支云々。于時送驛使朝庭還詰上。倭姫命御夢狀。細返事白支爾時天皇聞食豆。即大鹿島命祭官定給支。など云々と見えたり。○謙損は。御身を謙退し。奢侈を禁し。欲を捨て給ひしとなり。○冲退は。物靜かに坐まき形容辭なり。○綢繆機衡。通証に。万機之權衡とあり。後漢書に機衡之政云々。綢繆は。丁寧に治め玉ふ事なり。詩經注に綢繆猶纏綿也。○剋己。通証に漢書剋己自責。正字通剋與克同。又與剋同。とあり。○祭祀神祇豈得有怠乎。此詔を讀て熟考るに。はしめ崇神天皇六年に。豊鋤入姫命に天照大神を託奉りて。倭笠縫邑に祭らしめ給ひしより。此年に至りて己に八十八年になりぬれば。皇女も甚く年老坐して。御祭にも仕奉り賜ふことやと倦し玉ひしならむ。是は大倭大神に仕奉り玉ひし。淳名城入姫

命の髮落体瘦不能祭とあり。思合せても推はかり奉られたり。故儀式帳に。豊鋤入姫御形長成支とあり。倭姫命世記には。豊鋤入姫命吾日足止白支とあり。さりければ。此頃となりて。自ら神祇に仕奉り玉ふさまも。やと粗になりけるなとより。當代の皇女を替らしめて。大神を齋奉り玉ふへき。御託などの有もやしけむ。故此詔に有しならむ。然見されは。豈得有怠乎の御命とも。あほ其他もあまり不意く伺奉らるゝなり。詔の全文を讀通して。よく考奉るへきことなり。

三月丁亥朔丙申。離天照大神於豊鋤入姫命。託倭姫命。爰倭姫命求鎮坐大神之處而詣菟田筱幡。更還之。入近江國。東廻美濃到伊勢國。

丙申は。十日なり。○離天照大神於云々。始崇神天皇御世に。此皇女を大神に託奉りける時。紀には見御卜を以て。大神の御心を問奉りて。さて定

玉へるものなる事は。御世々々の齋王を定めたまへる狀にて知られた
り。なほいはは。大倭大神を祭らしめ玉へる皇女も。淨名城稚姫命食下と。あるを以ておもふへし。まじて大神を祭らしめ玉へる皇女なるを。
 されは今離奉りて。倭姫命に託し奉り玉ふも。御卜以て定玉ひしことは。
 もとよりにて。なほ此時のことは。大神の直の御託など有しならむも知
 へからず。さるは此倭姫命は。齋王とまさ中にも。御世御世の皇女等と
 は甚く異よして。總て神々しき御態とも坐て。大神の正しく託奉れる事
 とも。見えたれば。おしなへての御卜に。定め玉ひし齋王の類には坐さ
 しと。思測奉らるれなり。倭姫命世記一書。生而容貌甚麗。幼而聰明。兼智。意貞潔。通神明とあり。 ○豊船入
 姫命。本に入宇腕したり。今永享本信友校本類史ともにあるに従りて補
 たり。○鎮坐大神。鎮坐の上恐くは。令宇など腕たるか。さて此も大神の御
 託に因てなることは。云まくも更なれど。なほ次に引る儀式帳の文に。倭
 姫内親王。大神乎頂奉立。願給國家奉時爾。從美和乃御諸宮發立云々。と

あるにて明らけし。なほ此事は。次に云ふ。 さて倭姫命世記を按るに。崇神天皇
 五十八年辛巳五月五日。遷倭彌和乃御室嶺上宮。二年奉齋。是時豊船入
 姫。吾日足止白支。時倭倭比賣命。事依奉利。御杖代止定立。從此倭姫命
 奉戴天照大神而行幸。とあるは。此と異なる傳なり。重胤云。此傳よよる
 時は。豊船入姫命の仕奉玉ひしは。崇神天皇六年より。凡五十三年間なり。
武辨云。此時末倭姫命坐へき由なきこと。は上に記傳の説を舉て云れとも。此皇女神母狹穂姫と云説に據て見れば妨なし。但紀に先是とあれり。御位に即せ玉ひて間もなく。大宮を出し奉玉ひしなり。借此紀よ二十五年とあれとも。神宮の傳には。垂仁天皇二十五年丙辰春三月從飯野高宮。遷幸于伊蘇宮と有り。此二を合せて。何れか正しきと云ふ。神宮の傳の方正しかるへし。同紀に翌丁巳冬十月。度遇宮よ鎮坐せるに。僅に十月斗よて。伊賀近江美濃などを經て。伊勢に到坐へきよ非ねはなり。然れば紀は伊蘇宮に鎮坐と事の。五十鈴宮の事と一つに混へ

るなり。又儀式帳に。豊邦入姫御形長成支。次以纏向珠城宮御宇活目天皇、御世爾。倭姫内親王、遠馬御杖代齋奉支。美和乃御諸原爾造齋宮、出奉支。云々と有るは。紀に依て云るなれど。崇神天皇御世の方然るへくや。己に御父天皇の。崇神天皇四十七年。皇太子となり玉ひ。五十八年に御年三十一歳に御在せは。御杖代に奉玉ふ許りの御女の。御在べく思はるなり。然るを紀に十三年春二月喚丹波五女。納於掖庭云々とあれは。御母日葉酢姫命を喚玉へるは。天皇五十六歳なり。第一五十瓊敷入彦命の生給へるは知らねとも。第二大足彦尊の生坐る。二十年辛亥なり。此に就て第一五十瓊敷入彦命を。十五年と二十年との中間に置て。十七八年頃の御生れなり。此に例して。第三大中姫命を。二十二三年の生れとして。第四と坐る倭姫命の生坐るは。二十四五年ならては合離ければ。日葉酢姫命の生玉へるにはあらざるへし。然れば神宮の古傳。古語

拾遺に垂仁天皇第二之皇女。母后秋穗姫也。と有る方正しきに似たり。と云れたるは然る論ひけり。○請菟田後傳。永享本信友校本後を篠とあり。説文に。後、菟屬小竹也とあれり。後にてもよろし。天武紀にも後浪とありて。此云佐々と訓注さへあり。儀式帳に佐々波多宮とあり。解云今宇陀郡山邊郷大野西に。笠幡村此所なるへしとあり。通証に今猶存神祠云とあり。御正清直云。大和國風土記云。宇陀郡。藤橋庄。御杖神宮。所祭非正魂。戸。延喜式神名帳云。宇陀郡。御杖神社。至此地。仍尋神宮。地。經三月。終爲神。此。佐々波多宮なる事。風土記の傳ふて分明なり。大和志に。御杖神社とあり。神末村。今猶舊明神。近隣八村共預祭祀。とある是なり。神末又神津恵に作る。宇陀郡の東極なり。今猶里俗皇大神。經歴の故事を口傳す。内官儀式解云。今世も宇陀郡に神田ありて。冬冬同郡神末村納米の字を以て。公より本宮へ納奉らる。今は漸々伍斛伍斗つとなり。本宮一禰宜より使を差して。件の米を納る。神事の時班用へりと注せり。往昔の宇陀郡山邊郷大野笠幡村にありと云説あれとも。大野村は山邊郷にして。宇陀郡に隸して此幸行坐の事。此紀には甚く前後を略きて記せるか。儀式帳また倭姫命世記よいと詳な

り。今其文を出して次々に云へし。纏向珠城宮御宇活目天皇御世爾。倭
 姫内親王速為^ニ神杖代^ニ齋奉支。美和乃御諸原爾造齋宮。出奉天。齋始奉支。
 解に美和乃御諸原は。或人城上郡三輪明神の山奥に。皇大神の鎮坐し玉
 宮跡ありといひ。又大御神鎮坐の跡。三輪明神の奥に在て。三室、齋宮と云
 由。和漢三才圖會に見ゆとあり。此事の次云。されは崇神天皇御世に。大神
 を笠縫邑に祭り奉りしより。以來八十餘年の間。其處に令坐奉りしを。此神
 世に至りて。倭姫命初てと云より大神を頂奉て。此美和乃御諸原に令坐奉
 坐奉りしなり。おれを世記に。崇神天皇御世のおとこしたるは異に。爾
 時倭姫内親王。太神乎頂奉立。願給國求奉時爾。從美和乃御諸宮發立。
 令出坐一支。爾時御送驛使云々。名略合五柱命等為使立令入坐支。
 彼時宇太乃阿貴宮坐只。阿貴宮神名秘書にも秋宮とあり。神名帳宇陀郡阿
 紀神社。萬葉一に安騎野とある處なり。世記に六十
 年癸未遷大和國宇陀秋志野宮。續四年之間奉齋とあり。これを崇神天皇六
 十年のこととしたるはこれ異なるなり。前通云。此は大和志ふ。阿貴神社在迫
 間村。今稱神戶明神。域内有中祠九前。鮮村三十共預祭祀とあり。和州舊跡
 考云。當世宇陀の町より四五町坤の方に。俗に皇大神御鎮坐の跡との小社
 あり。其處の名を神戶と云へり。行宮の舊跡なるへし。次佐佐波
 云り。其處の神武紀なる丹生川上の下云。行宮の舊跡をも見合すへし。次佐佐波
 多宮坐只。其爾即大倭國造等。神御田并神戶進只。次伊賀穴穗宮坐只。記世

云。六十四年丁亥遷伊賀國^{ナハ}守宮。二年奉齋とあり。此事儀式帳雜事記共
 に見にす。六十六年己丑冬十二月朔日。遷同國穴穗宮。續四年奉齋とあり。お
 れも異なるなり。雜例集にはなし。垂仁天皇即位二年癸巳夏四月四日。遷于伊
 賀國取都美意宮。二年奉齋とあり。これも異なるなり。和名抄伊賀國阿拜郡拓
 拔。伊水溫故に。此所に古きものに問侍に。上拓植といふ所の山中に小祠
 あり。是を昔より神明の社と申し傳へ侍ると見ゆ。この祠は。是所の古
 跡なるへきとあり。又云。按するに垂仁紀二十五年。大神神を倭姫命の齋奉
 りて。國々宮處求玉ひし所。美濃近江なと經歷り玉ふ。こせは見ゆれ。伊
 賀國の見えざるは。此國も伊勢なれば。別に舉傳へさりしか。又大和と伊
 賀と地を接へたれ。其界今世の如くならし。仍大和をいひて。これに兼合
 するか。仲哀紀八年大倭荒田人伊賀彦などよへるも。○更遷は。大和より
 見えたり。参考して古代のさきを考へしとあり。○更遷は。大和より
 伊賀を経歴玉はむに。直に志し玉ふ伊勢國に至り坐へきを。更に近江
 國に入り坐むとして。元の大和の方へ聊遷り坐さまなり。此遂に鎮坐
 さへき伊勢を。本として云るなり。伊賀の上拓植より。鈴鹿山を越坐るに
 か故なり。路次の異なる。○入近江國。儀式帳云。次淡海坂田官坐只。解云。抄近
 江國郡名
 坂田。今世中仙道長濱の近邊にて。坂田郡宇古の村に小社あり。これ坂田官
 の舊地にて。俗に坂田の神明といふよしなり。其里人に正すへし。と云り。世
 記云。乙未夏六月晦日。遷幸近江甲賀日雲宮。四年奉齋。八年己亥秋七月
 七日。遷幸同國坂田官。二年奉齋とあり。神風抄坂田御厨ありと云り。四年の

これ其時山より。○清直云。伊賀の上拓推より。鈴鹿山を越て。近江に入玉へるな
り。其時山より。近江の鳥居野中村大久保神村上田等の。村邑を臨看し玉ひ
て。大きな野原なり。○清直云。伊賀の上拓推より。鈴鹿山を越て。近江に入玉へるな
く。大地の里民口碑に云ふと云ふは。路次たかへり。○東廻美濃。永享本

美濃下國守あり。儀式帳云次美濃伊久良賀宮坐只。一。世記十年辛丑秋八月

久良河宮。四年奉齋。以遷于尾張國中島宮。三箇月奉齋とあり。世記を見るに。此

年。はこれも異あり。○清直云。美濃國古蹟考云。伊久羅大神在。大野郡伊久羅村。

倭姫世記云。遷幸于美濃國伊久羅河宮。云々伊久羅舊蹟僅有。小祠。傍有一石。傳

云。倭姫皇女御腰掛石。或云磐船。片言亦非無由。諸也。或云。世記謂伊久羅河。今此

地。非水邊如何。土人云。此河者。墨俣河。落入時者。伊久良村を道西に流て流。故

伊久良川。名あり。嘉祿四年の舊記を以考へし。其比より水路を改換て。呂久川

に入る。故水便に屬て。伊久良西一里計に流る。故。非水邊と載せたり。依て杉

村家儀をして。彼地を檢索せしむる。大野郡井倉村の天神社内。石壇を築きて

安置す。其前。後比賣命の手自植玉へり。と謂ふ。神の古木二株。樹てり。といへ

り。是此宮の舊蹟なりかし。然るに外宮儀式帳私考。伊久良賀被官。大野郡伊

倉村。一曰安八郎。森部村。神明宮也。ともあり。○到伊勢國。儀式帳云。次伊勢桑

名野代宮坐只。世記十四年乙巳秋九月遷幸于伊勢國桑名野代宮。四年奉齋云

余。野代村あり。雜事記には。伊賀伊勢尾張三河遠江より。更に伊勢に遷り玉

ふ。音をしるせり。これも古く云傳ぬる事ならむ。さらば此儀式は略して。ま

歴給ふ事見ゆ。し世記には。先丹波。次大倭。次伊。次吉備。又大倭なと。尾

張か。し境を接たる。國なれば。略して。不記ともいひ。丹波吉備國は。あ

言たり。ま。外宮五部書說辨に。いふか。と。し。とあり。さて伊勢國。其宮坐

時爾。伊勢國造遠祖建夷方乎。汝國何問賜。曰久神風伊勢國止白支云々。

次河曲鈴鹿小山宮坐支。世記。次川。保縣。造祖。大白支。然神宮造。奉。令。行。幸。

云々。解云。河。曲。鈴。鹿。伊。勢。郡。名。地。を。接。た。れ。上。代。は。分。ち。て。河。曲。の。内。の

鈴。鹿。あ。る。へ。し。小。山。宮。は。忍。山。と。い。ふ。所。に。造。玉。ひ。し。宮。所。を。云。忍。は。も。と

大。名。を。り。小。山。は。小。名。な。り。忍。山。の。小。山。宮。と。心。得。へ。し。今。の。忍。山。は。鈴。鹿

郡。に。て。式。鈴。鹿。郡。忍。山。神。社。俗。に。白。鬚。の。神。と。云。是。な。り。今。の。開。驛。の。東。北。

也。山。の。西。野。村。より。五。町。は。か。り。南。に。在。と。云。へ。り。是。大。神。神。の。御。座。せ。し

古。跡。に。や。又。此。と。は。別。に。て。此。邊。に。宮。所。あり。し。や。水。正。應。宣。云。奈。具。波。し

志。忍。山。爾。遷。神。云々。次。壹。志。藤。方。片。樋。宮。坐。只。方。解。云。一。志。地。名。後。に。伊。と。す。藤

津。の。南。に。藤。方。村。あり。片。樋。宮。古。跡。と。て。藤。方。村。の。南。好。事。の。入。の。爲。に。十。社。の

記。垂。仁。今。の。阿。坂。村。に。あり。昔。は。此。邊。を。み。な。藤。方。と。い。ひ。し。と。な。り。雜。事

處。也。と。み。た。り。と。あり。世。記。十。八。年。己。酉。夏。四。月。十六。日。遷。坐。于。阿。佐。賀

藤。方。片。樋。宮。積。年。歷。四。箇。年。奉。齋。云々。と。あり。雜。事。記。に。神。座。三。年。云。阿。佐。賀

あり。一年違へ。云々次飯高懸造乙加豆知乎。汝國名何問賜只。白久忍飯
 高國止白支云々。而飯野高宮支。下云。飯野高宮村。磯殿儀式帳に。倭姫皇
 女傳。奉大神。齋奉飯野高宮云々。伊勢風土記。倭姫命入坐飯野高宮云
 々。從高宮而入坐磯宮云々。と見ゆれば。高宮とも高丘宮ともいひしな
 り。此宮跡は。今飯高郡中万村(和名抄伊勢飯野郡乳熊野みゆはなり。昔
 飯野に屬せり)の東なる神山(式飯野郡神山神社)東南。皇大神行宮と
 云所あり。古者相傳て。是高宮の跡なり。これを俗には山添明神とも。ま
 た。齋取明神とも云と云り。とあり。世記云。二十二年癸亥冬十二月二十
 八日。遷飯野高宮。四。彼時佐奈乃縣造御代宿禰乎。汝國名何問賜支。白久。
 許母理國志多備乃國。真久佐牟氣。草向國止白支。云々。而多氣佐々牟遮
 宮坐支。世記。一は。飯野高宮より。行幸の略次。儀式と聊異なり。さて其略
 坐支。云々。從其處行幸之間。爾云々。とあり。伊勢宮より遷幸す。御路の
 間。暫時御幸の泊させ玉ひし。假宮なり。此儀式。一は。其を一ツの宮に記
 せる。此は。誤。云々次玉岐波流磯宮坐只。世記。二十五年丙辰春三月。從飯野
 高宮。遷幸于伊勢宮。令坐支とあり。
 此より。姑て年月合へり。さて。雜事記に。伊勢國飯高野御坐。とあるは。此
 なるへし。解云。磯宮は云々。多氣郡逢麻村に。字は古宮といふ處ありて

是磯宮の古跡也。といへり。とあり。さて。次。興齋宮于五十鈴川上。是謂磯
 宮。又大倭本記に。磯宮とあるは。五十鈴川。磯宮と云意にて。こゝとは。別な
 り。思まかれ。次百船乎度會國佐古久志呂宇治家田田上宮坐支。世記に。倭
 南山未見給波。寺宮處。可有見由止部。天御宮處。見爾。大若子命乎。遣支。倭
 姫命。波見皇大神乎。奉齋。天云々。從其。矢田宮行幸支。次家田田上宮。遷幸支。
 其宮坐時。度會大神。命。皇大神乃。朝。御食夕。御食處。乃。神田。定。奉支。宇。遷
 田。田上。爾。在。名。枝。總。田。是。也。從。其。行。幸。奈。尾。之。根。宮。坐。處。乃。神。田。定。奉。支。宇。遷
 雲。建。子。命。一。名。伊。勢。郡。美。神。一。名。神。玉。命。並。其。子。大。盛。神。根。大。
 刀。自。神。大。山。罪。神。朝。熊。水。神。等。五。十。鈴。川。復。江。爾。天。奉。御。饗。大。爾。時。宇。治
 大。內。人。任。奉。宇。治。土。公。等。遠。祖。大。田。命。乎。汝。國。名。何。問。賜。支。是。川。名。佐。古。久
 志。留。伊。須。々。乃。川。上。申。是。川。上。好。大。宮。地。在。申。即。所。見。好。大。宮。地。定。賜。比。支。
 世記。一は。此。を。奈。尾。之。根。宮。に。て。の。事。と。爲。り。た。は。上。の。つ。と。ま。に。千。時。禊
 田。彦。神。齋。宇。治。土。公。祖。大。田。命。參。相。支。汝。國。名。何。問。給。爾。佐。古。久。志。呂。宇。治
 之。國。止。白。支。御。止。代。神。田。進。支。倭。姫。命。問。給。久。有。吉。宮。處。我。替。曰。久。佐。古。久
 志。呂。宇。治。之。五。十。鈴。之。神。河。上。者。是。大。日。本。國。之。中。仁。殊。勝。靈。地。侍。奈。利。云。々。
 即。彼。處。仁。加。往。到。給。天。御。覽。介。禮。波。往。昔。大。神。誓。願。給。比。天。豐。草。原。瑞。總。國。之
 內。仁。伊。勢。加。佐。波。夜。之。御。波。有。美。宮。處。利。止。見。定。給。比。天。豐。草。原。瑞。總。國。之
 此。志。天。之。逆。彦。神。刀。皇。大。神。等。是。也。甚。喜。於。懷。比。五。言。上。給。比。支。○。里。麻。云。
 逆。彦。乃。天。之。志。麻。岐。賜。志。震。爾。志。都。麻。利。奴。ま。た。下。一。云。天。照。大。神。始。自。天

最勝之處也。其妙不可比。他處早速可垂照。鑿御上也。即奉迎。而大田命神。神共
伊勢國云々。とあり。前より桑名野代官の次。この國造に混れたる物なり。曰神云

日本書紀通釋

中篇 正誤 印ハ誤 印ハ正

○二十六卷

三百九十四 二行 坂戸ハ坂戸。
 三百九十九 十行注 上代ノ代ヲ脱
 四百二十六 三行 乃ハの。
 四百二十九 一行注 字ハ宇。
 四百三十四 一行 知らぬハね。
 四百四十六 六行注 官符ハ官。
 四百五十一 十行 立次ハを。
 四百五十五 九行 限りハ行。
 四百五十八 九行 祠ハ詞。
 四百六十 五行 祠ハ詞。
 四百六十五 十二行 にて行

○二十七卷

四百六十七 十二行 あるも行
 四百七十四 一行 鳥塙ハ行
 同 六行 坂寺ハ倒
 四百九十二 六行 莞ハ莞
 四百九十六 一行 沈處 假字誤
 五百 五行 婦ハ歸
 五百十五 二行注 云ること
 五百十六 九行 珥ハ珥
 五百二十三 三行注 字ハ本
 五百二十四 十行注 豈ハ豆

二

五百四十三	四行	ウマシカミハ	六百二十七	四行	旦比ハ波。
五百四十五	四行	ウマシカミハ	六百四十七	十二行	舞ハ舞。
○二十八卷			六百五十二	六行	配ハ記。
五百六十五	十行	城土ハ上。	六百六十七	十二行	必モハを。
五百七十六	四行注	ウハクダ。	六百七十五	九行注	ルハリ。
五百八十八	七行	真ハ直。	六百七十六	十二行注	姑ハ始。
五百八十四	十行注	美和ハ知。	六百七十七	三行注	詔天ノハ誤。
五百八十五	七行	壯ハ北。			
六百四	十行	衆故ハ倒。			
六百五	一行	因ハ因。			
同	八行	如ハ加。			
六百九	五行注	たるへり。			
六百二十一	五行	以ハ似。			

明治廿八年十月十六日印刷
 明治廿八年十月十九日發行

定價金貳拾五錢

版權所有

著者兼
發行者

長野縣士族
飯田武彥

印刷者

酒井竹次郎
東京市麹町區飯田町
二丁目三番地

印刷所

同 益社
東京市麹町區飯田町
二丁目五十五番地

17
210







